

第2次小城市男女共同参画プラン

# さくらプラン

(案)



小 城 市

平成 年 月



## 目 次

<b>第1章 プランの策定にあたって</b>	<b>1</b>
1. プラン策定の背景と目的	1
(1) プランの趣旨	1
(2) プランの位置付け	1
(3) プランの構成	2
(4) プランの期間	2
(5) プランの推進	2
(6) プランの名称	2
<b>第2章 小城市の課題</b>	<b>3</b>
1. 小城市の現況	3
(1) これまでの取り組み	3
(2) 社会情勢の変化	4
2. 男女共同参画に関する意識	6
(1) 調査の概要	6
(2) 市民・中学生の意識	7
<b>第3章 プランの内容</b>	<b>20</b>
1. プランの体系	20
2. 施策の内容	22
基本目標 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	22
施策の方向(1) 男女平等の意識啓発	
施策の方向(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進	
基本目標 男女が共に参画する社会づくり	29
施策の方向(1) 家庭や地域における男女共同参画の推進	
施策の方向(2) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	
基本目標 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり	35
施策の方向(1) 女性の活躍推進と男性の意識改革	
施策の方向(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	
施策の方向(3) 働く場における男女共同参画の推進	
基本目標 誰もが安心して暮らせる社会づくり	44
施策の方向(1) 生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進	
施策の方向(2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり	
施策の方向(3) ハラスメント等の防止	
基本目標 配偶者等に対する暴力のない社会づくり	51
施策の方向(1) DVを許さない意識づくりの推進	
施策の方向(2) 安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実	
施策の方向(3) 関係機関の連携・協力	
<b>第4章 協働と連携</b>	<b>60</b>
1. 市民及び事業所等との協働と連携	60
2. 国・県等との連携	60

## 付属資料

男女共同参画社会基本法	61
佐賀県男女共同参画推進条例	67
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	72
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	73
「小城市男女共同参画審議会委員」名簿	74
小城市男女共同参画プラン策定経緯	75
男女共同参画の推進のあゆみ（年表）	76
用語説明	79

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1. プラン策定の背景と目的

### (1) プランの趣旨

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会です。

こうした社会を形成するには、男女が共に将来に夢を持ち、互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野に共に参画して、喜びも責任も分かち合うことが重要です。

我が国においては、平成11年(1999年)に男女平等の実現に向けた取り組みをより進めるとともに、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応するため、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することを目的とし、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として取り組まれています。

小城市においては、平成19年(2007年)3月に、「小城市男女共同参画プラン さくらプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施してきました。

こうした取り組みを経て、少しずつその成果が上がり始めていることが見受けられますが、ライフスタイルや世帯構造の変化などにより、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、固定的性別役割分担意識や様々な社会制度・慣行は依然として根強く残っており、男女共同参画や女性の活躍が進まない一因となっています。

以上のような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた更なる取り組みを推進するため「第2次小城市男女共同参画プラン」を策定するものです。

### (2) プランの位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、今後、小城市が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施計画としての役割を果たすものです。

本プランの「基本目標 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定する「市町村推進計画(女性活躍推進計画)」に位置付けます。

本プランの「基本目標 配偶者等に対する暴力のない社会づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画(DV基本計画)」に位置付けます。

本プランは、小城市の長期計画である「第2次小城市総合計画」と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための具体的な取り組みの方向性を示すものです。

### (3) プランの構成

本プランは、男女共同参画社会の実現に向け、小城市が目指す「目標」及び5つの「基本目標」、それらの実現に向けて取り組むべき「施策の方向」を明らかにし、その方向性に沿って今後5年間に推進する具体的な「事業」を示しています。

### (4) プランの期間

本プランの期間は、平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5か年とします。

### (5) プランの推進

#### 市役所内の推進体制

市役所内の推進組織である「小城市男女共同参画推進本部」(本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、委員：全部長)において、プランの進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、男女共同参画社会を実現するための施策を総合的かつ効果的に推進します。

#### 男女共同参画審議会

本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため設置している「小城市男女共同参画審議会」において、小城市男女共同参画プランの策定及び見直しに関すること、プランに基づく施策の実施状況に関することを、調査、審議します。

#### プランの進行管理と進捗状況の公表

市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を審議会に報告し、意見及び評価を受けてプランの進行管理を行うとともに、実施状況を市民に公表します。

### (6) プランの名称

桜(さくら)は市の木、花として制定され、市民に親しまれています。また、実桜は、「さくらんぼ」と言われ、2つの実をつけ大きくなっていくところから、男女が共に手を携えていく様子を表しています。小城市の男女共同参画が、白い淡い色の花から、鮮やかな色をつけ、美しい実を結ぶことを願い、「さくらプラン」と名づけました。

「第2次小城市男女共同参画プラン」も、上記の考え方を継承し「さくらプラン」とします。

## 第 2 章 小城市の課題

### 1 . 小城市の現況

#### ( 1 ) これまでの取り組み

小城市では、平成 17 年( 2005 年 )年 7 月に、市役所内の推進体制として市長を本部長とし、副市長・教育長及び部長級で構成する「小城市男女共同参画推進本部」を設置し、同年 10 月には、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」を策定するにあたり「小城市男女共同参画プラン策定懇話会」を設置しました。

その後、市民及び中学生に対する意識調査により現状や課題の把握を行い、小城市が目指すべき目標やその実現に向けた施策の方向について検討を行い、平成 19 年( 2007 年 )年 3 月に「小城市男女共同参画プラン さくらプラン」を策定しました。

プランの、3 つの政策と 20 の施策に基づき、男女共同参画についての研修会の開催や市職員・市民に対する意識啓発を行うなど、男女共同参画に関する取り組みを推進してきました。

また、プラン策定後 5 年が経過した平成 23 年( 2011 年 )に、市民に対する意識調査により現状を把握するとともに課題の整理と目標値の検証を行い、後期重点項目として新たな項目の設定と平成 28 年度( 2016 年度 )を目標年度とする目標値の設定を行いました。

また、平成 25 年度( 2013 年度 )には、「小城市配偶者等からの暴力( DV )の防止及び被害者支援基本計画」を策定し、庁内関係部署、関係機関と図りながら、総合的に DV 対策を推進しました。

## (2) 社会情勢の変化

### 家族構成の変化

平成 22 年国勢調査第 1 次基本集計結果によると、小城市の世帯総数は平成 17 年調査 13,914 世帯から 14,305 世帯に増加しています。しかし、世帯数当たり親族人員は、3.30 人から 3.16 人に、3 世代世帯数も 2,873 世帯(世帯総数の 20.65%)から 2,531 世帯(同 17.69%)に減少しています。一人暮らし高齢者世帯は、増加して 944 世帯(同 6.78%)から 1,061 世帯(同 7.42%)となっています。夫婦のみの世帯は、2,446 世帯(同 17.58%)から 2,645 世帯(同 18.49%)と増加しており、夫婦と子どもからなる世帯は、4,633 世帯(同 33.30%)から 4,709 世帯(同 32.92%)と増加しています。夫婦と子どもからなる世帯で 18 歳未満の子どもがいる世帯では、2,706 世帯(同 19.45%)から 2,636 世帯(同 18.43%)と減少傾向にあります。18 歳未満の子どもがいるひとり親世帯(核家族)については、354 世帯(同 2.54%)から 373 世帯(同 2.61%)と増加しています。

このことから小城市においても、核家族化や少子・高齢化により家族構成が変化していることが見受けられます。

	平成 17 年	平成 22 年
世帯総数	13,914 世帯	14,305 世帯
3 世代世帯数	2,873 世帯	2,531 世帯
一人暮らし高齢者世帯	944 世帯	1,061 世帯
夫婦のみの世帯	2,446 世帯	2,645 世帯
夫婦と子どもからなる世帯	4,633 世帯	4,709 世帯
18 歳未満の子どもがいる夫婦と子どもからなる世帯	2,706 世帯	2,636 世帯
18 歳未満の子どもがいるひとり親世帯(核家族)	354 世帯	373 世帯

### 地域社会の変化

平成 17 年(2005 年)から平成 27 年(2015 年)の人の流れを整理すると、小城市内に留まった人が約 73%( )で、市内へ転入した人が約 24%( )、市外へ転出した人は約 27%( )でした。

この結果から、市民のうち約 3 割が小城市に住んで 10 年以内であり、市民が入れ替わることにより市民ニーズも変化していることが考えられます。また、コミュニティ意識や連帯意識の希薄化が危惧されています。



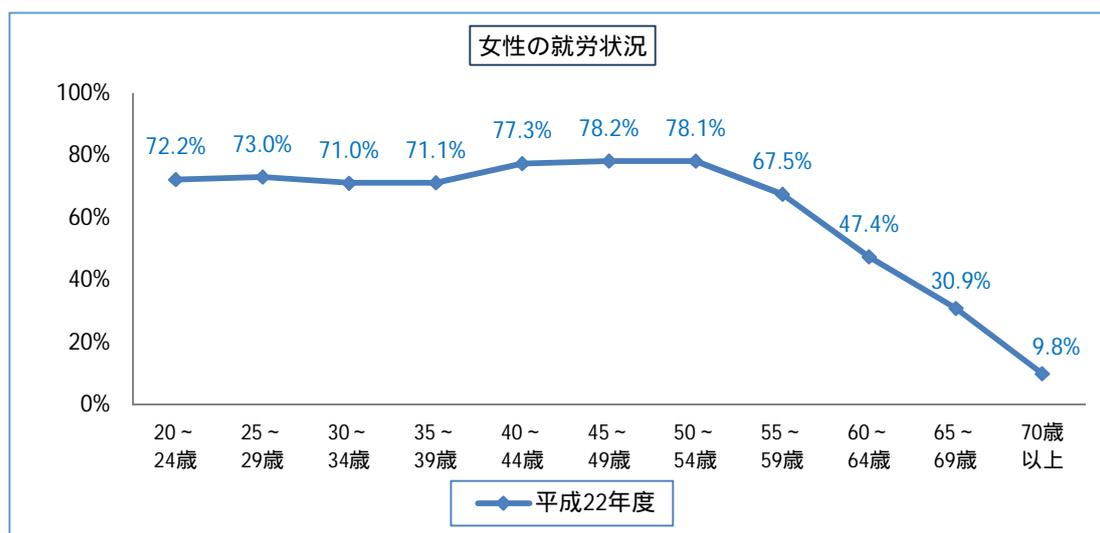
(平成 27 年 11 月策定 小城市まち・ひと・しごと総合戦略より)

## 就業構造の変化

小城市の平成 22 年国勢調査第 2 次基本集計結果によると、働き盛りの 25 歳～54 歳の男性の労働力人口は、平成 17 年調査の 8,320 人（総労働力人口の 34.84%）から 7,606 人（同 32.30%）と減少しており、女性の労働力人口も 6,817 人（同 28.54%）から 6,680 人（同 28.37%）と若干減少しています。また、男女の高齢者の労働力人口は、2,168 人（同 9.08%）から 2,218 人（同 9.42%）と増加傾向となっています。

働き盛りの 25 歳～54 歳の就業者総数に占める女性の割合は、平成 17 年調査の 45.12%（6,490 人）から 47.37%（6,440 人）と若干増加しており、半数近くとなっています。

また、女性の就労状況では、国の統計で表れているような出産・育児期にあたる 30 歳代に一時くぼみ（一時的な就労率の低下）その後子育てが一段落する 40 歳代にかけて就労率が持ち直す、いわゆる「M字カーブ」が非常に緩やかになっています。



## 2. 男女共同参画に関する意識

本プランの策定にあたり、小城市における男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の基礎資料とするために「男女共同参画に関する市民意識調査」と「男女共同参画に関する中学生意識調査」を実施しました。

### (1) 調査の概要

	市民意識調査	中学生意識調査
調査方法	調査票による郵送調査	学校での配布回収
調査時期	平成 28 年 2 月	平成 28 年 2 月
調査対象	小城市内に居住する 満 19 歳以上の市民	小城市内の中学校に通学する 中学 2 年生
標本抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	悉皆調査
調査対象者数	2,000 人	461 人
有効回答数	707 人	441 人
有効回答率	35.35%	95.66%

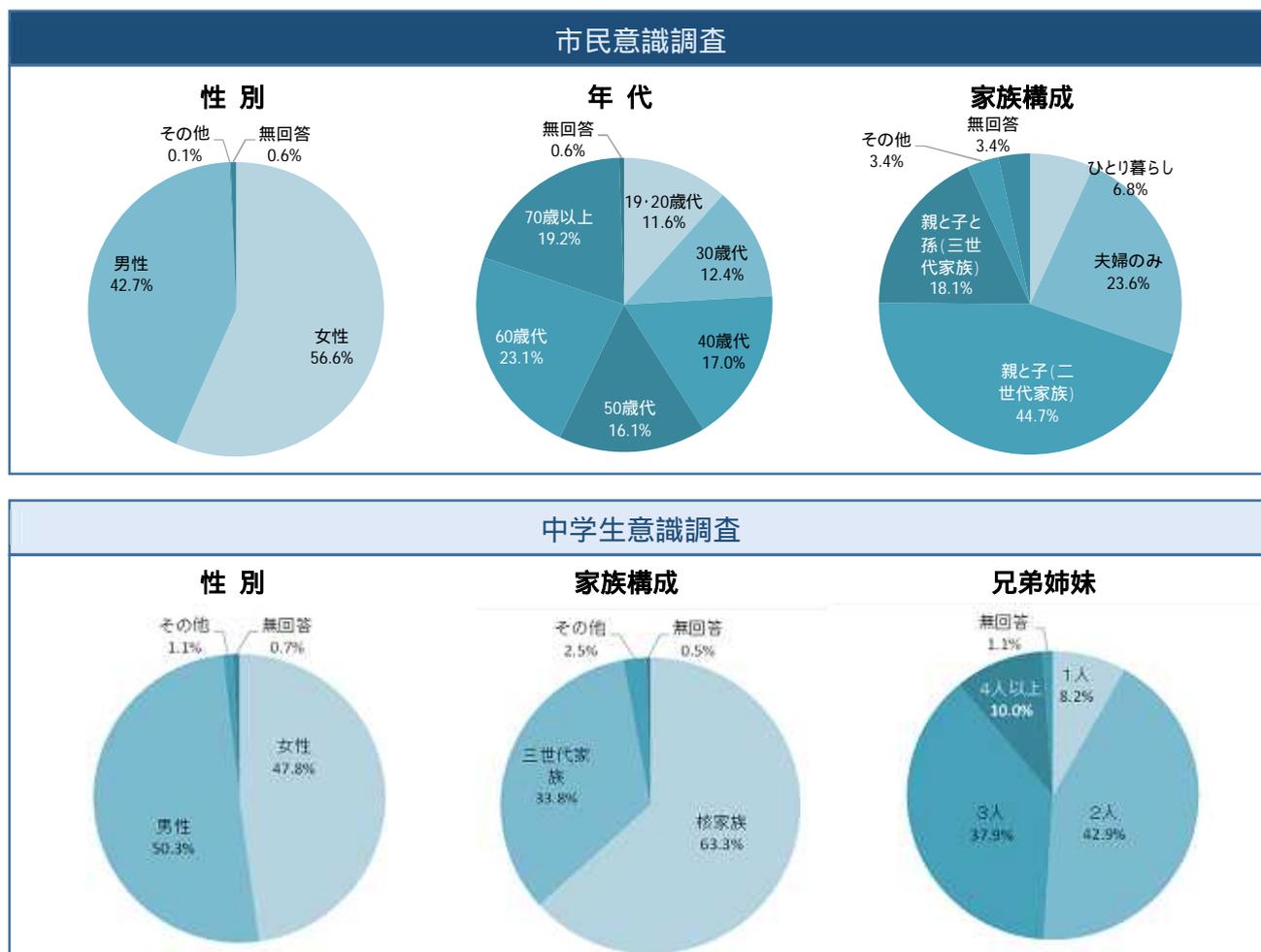
#### 集計上の注意

端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。

図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。

複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。

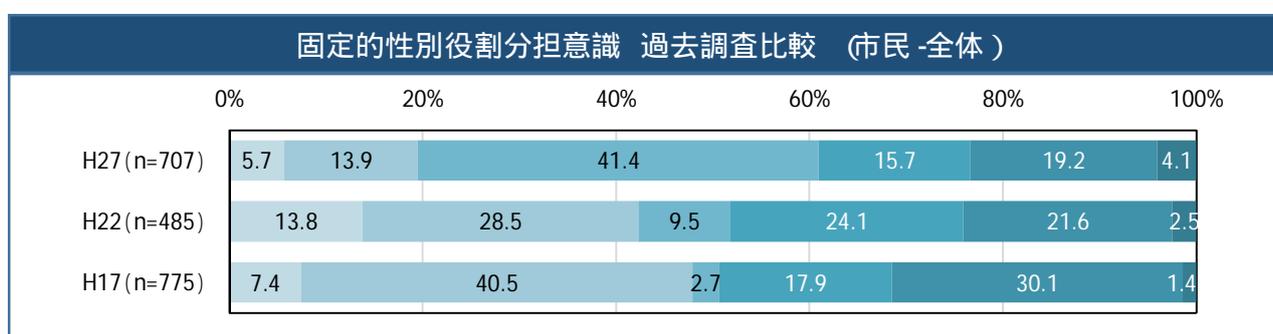
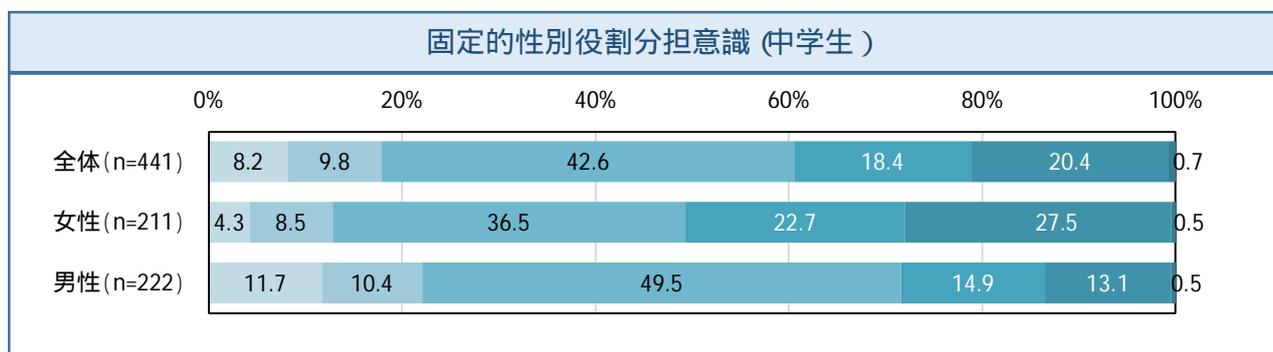
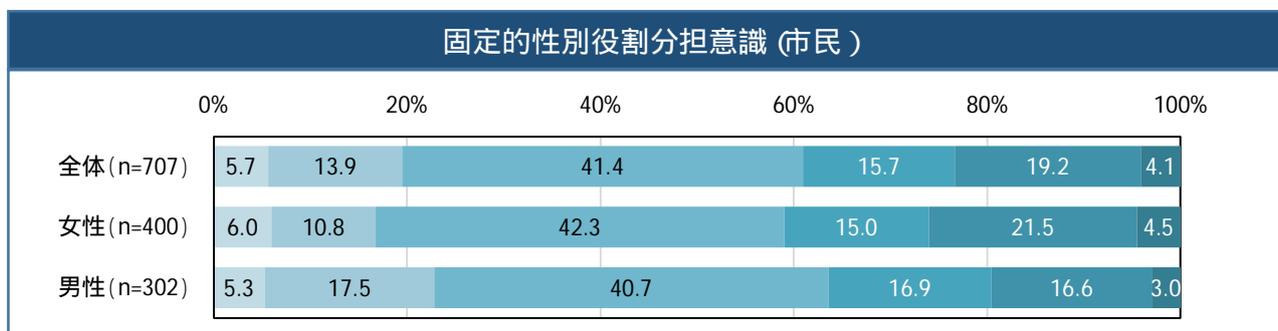
図表の「H17」は平成17年度、「H22」は平成22年度、「H27」は平成27年度を表しています。



## (2) 市民・中学生の意識

### 固定的性別役割分担意識について

「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識については、市民、中学生ともに、『反対』(「反対」+「どちらかといえば反対」)が『賛成』(「賛成」+「どちらかといえば賛成」)を上回っています。中学生の性別で見ると、女性は『反対』が5割以上となっていますが、男性は3割弱となっており、中学生の女性と男性の考え方に開きがあります。

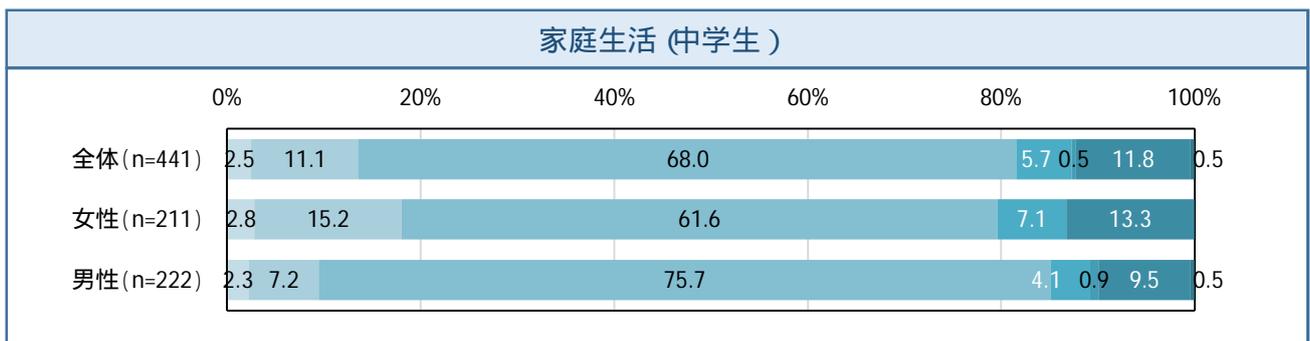
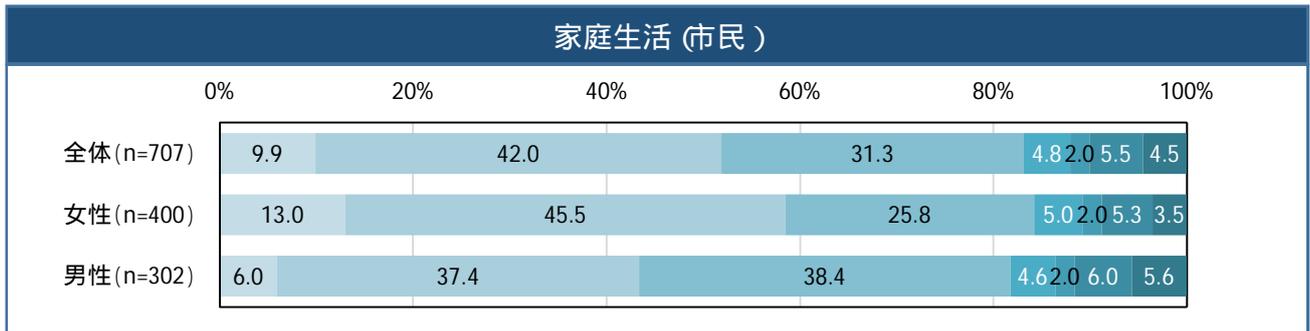


■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらともいえない ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ 無回答

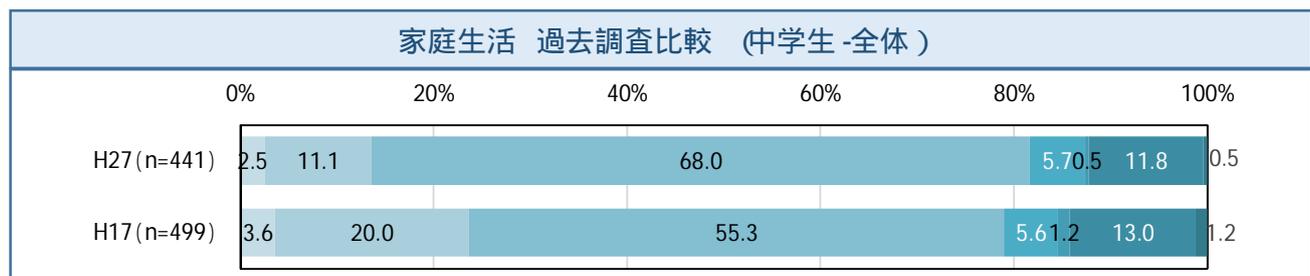
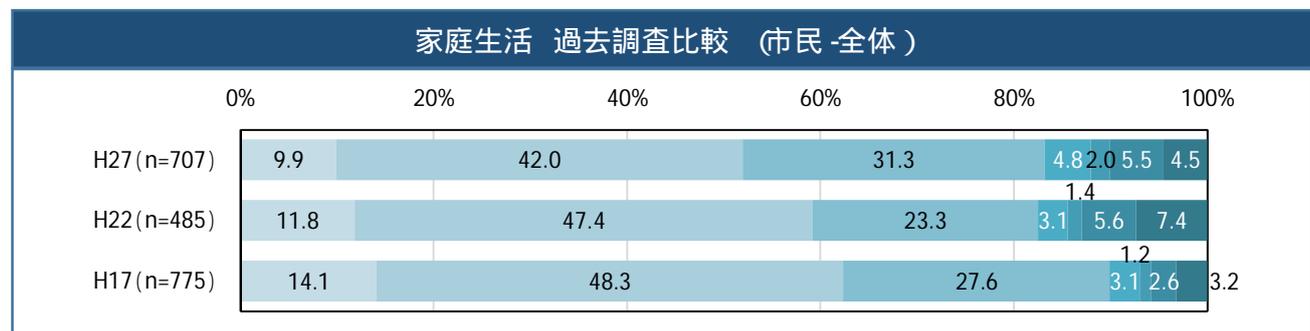
H17とH22の調査では、「どちらともいえない」ではなく「わからない」で集計しているため、グラフ中の「どちらともいえない」の割合は、「わからない」と回答した人の割合を使用しています。

## 男女平等意識について

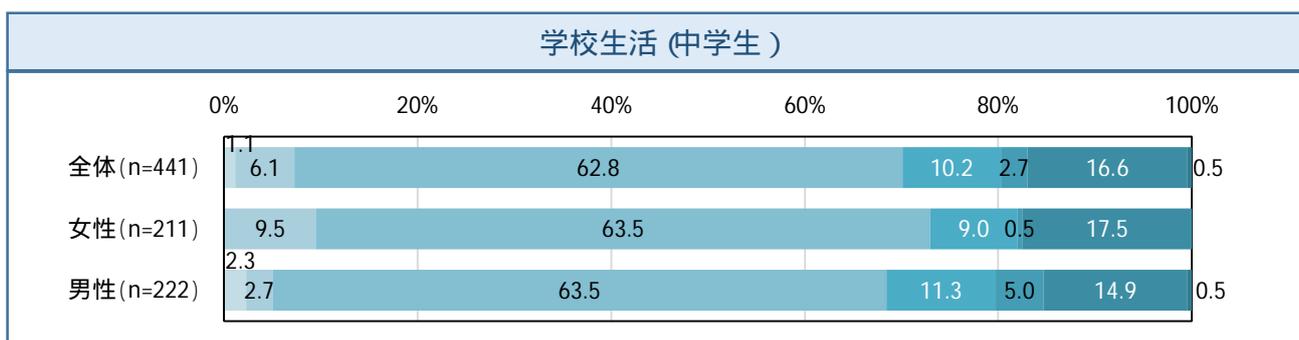
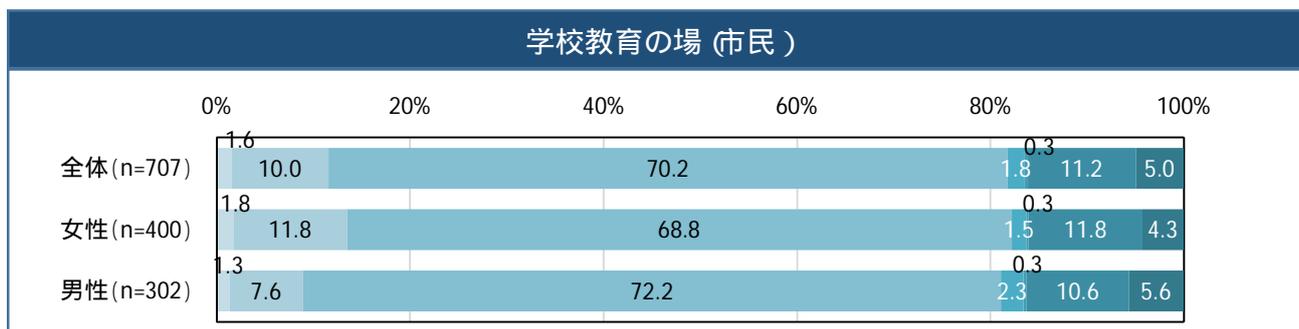
家庭生活の場での男女の平等感は、市民をみると、「平等」と感じている割合は 3 割程度ですが、中学生は、7 割近くが「平等」と感じており、市民と中学生の平等感に大きな開きがあります。



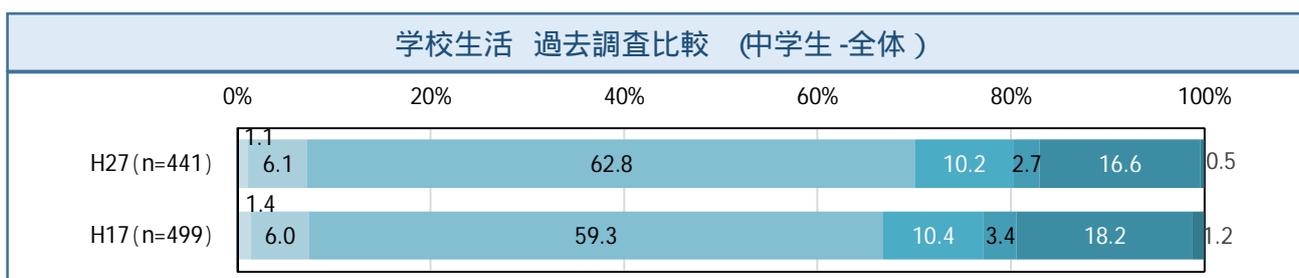
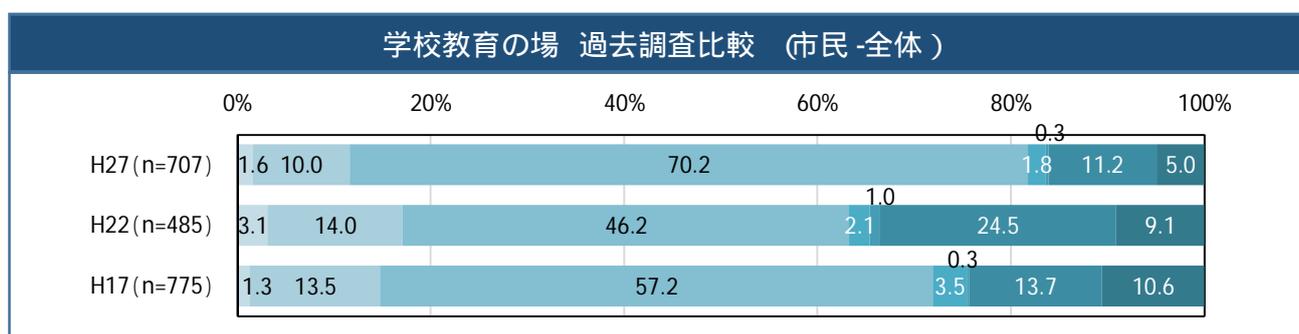
過去の調査との比較では、市民、中学生ともに『男性の方が優遇されている』(「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)と感じている割合が減少し、「平等」と感じている割合が増加しています。



学校教育の場での男女の平等感は、市民・中学生ともに「平等」と感じている割合が高くなっています。しかし、『女性の方が優遇されている』（「女性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と感じている男女の割合をみると、市民での差はありませんが、中学生では、特に男性で『女性のほうが優遇されている』と感じている割合が高くなっています。

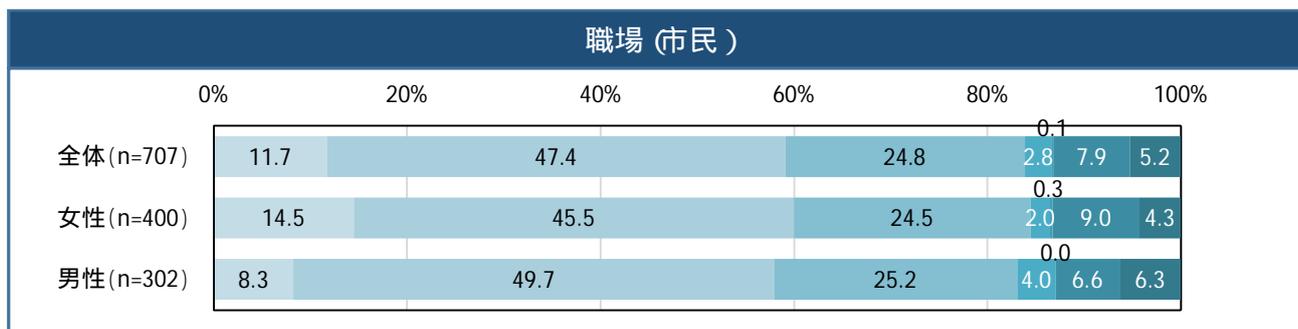


過去の調査との比較では、市民、中学生ともに「平等」と感じている割合が増加しています。

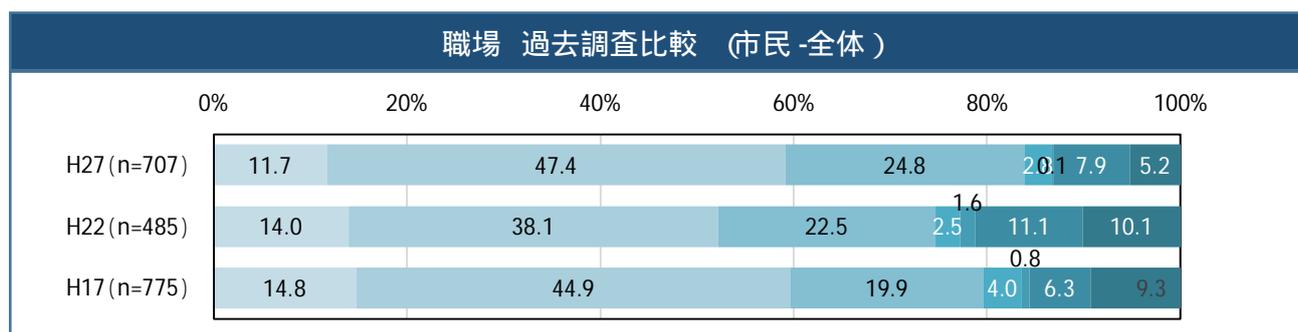


- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

職場での男女の平等感は、女性・男性ともに『男性の方が優遇されている』と感じている割合が6割程度と高くなっています。

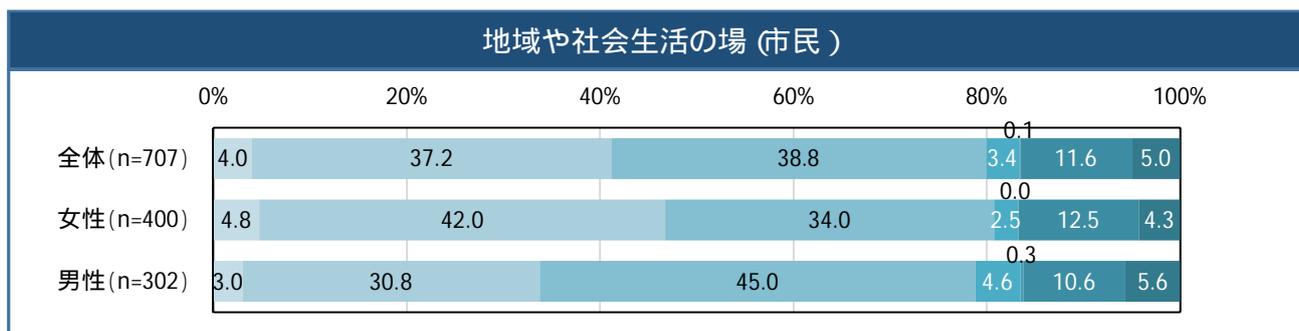


過去の調査との比較では、『男性が優遇されている』と感じている割合が若干減少し、「平等」と感じている割合が増加しています。

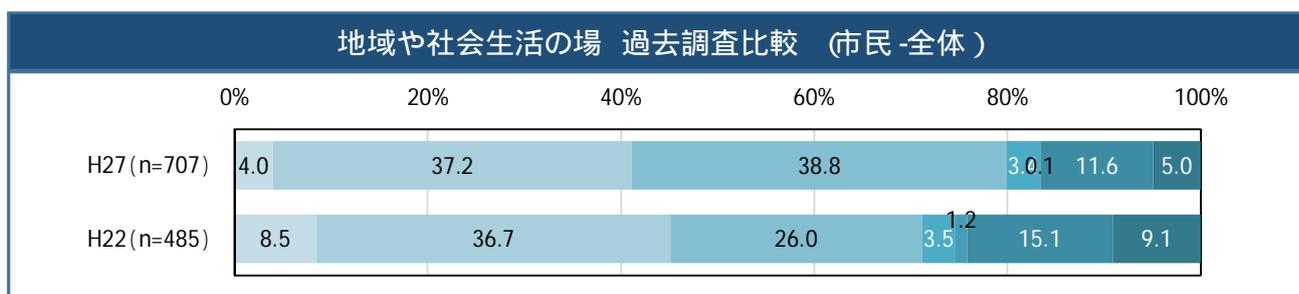


- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

地域や社会生活の場での男女の平等感は、「平等」と感じている割合は女性で35%程度、男性で45%程度と、女性と男性の平等感に約10%の開きがあります。



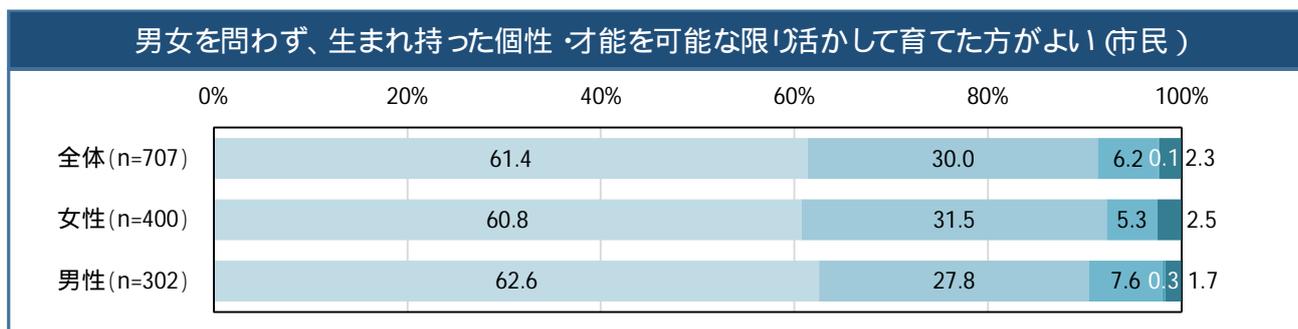
過去の調査との比較では、「平等」と感じている割合が10%以上増加しています。



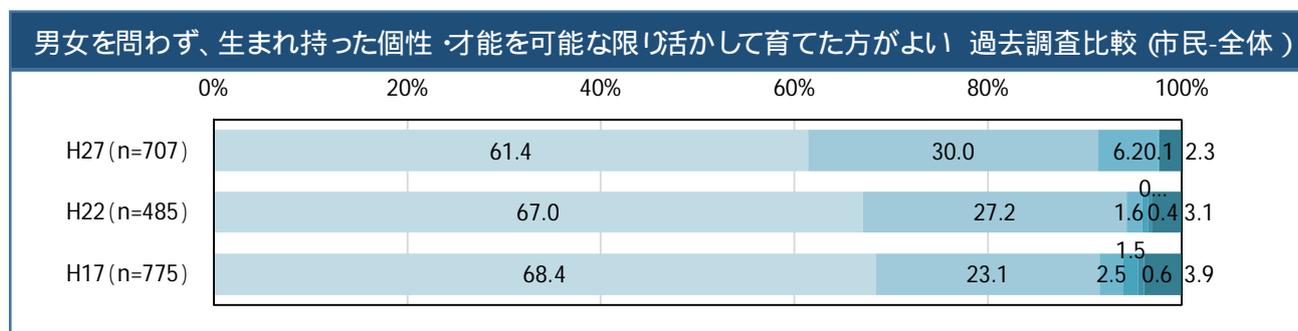
- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

## 教育・子育てについて

男女を問わず、生まれ持った個性・才能を可能な限り活かして育てた方がよいという考え方に『賛成』(「賛成」+「どちらかといえば賛成」)する割合は、女性、男性ともに9割を超えています。



過去の調査との比較では、「賛成」と考える割合が減少し、「どちらかといえば賛成」の割合が増加しています。

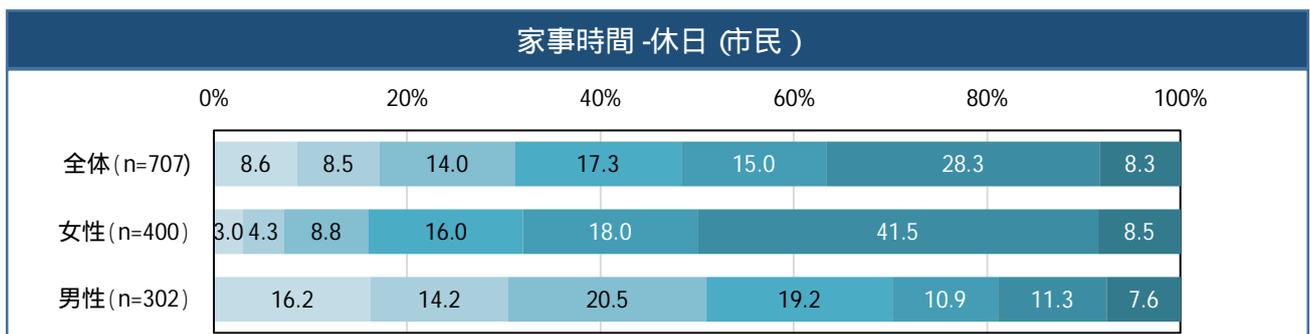
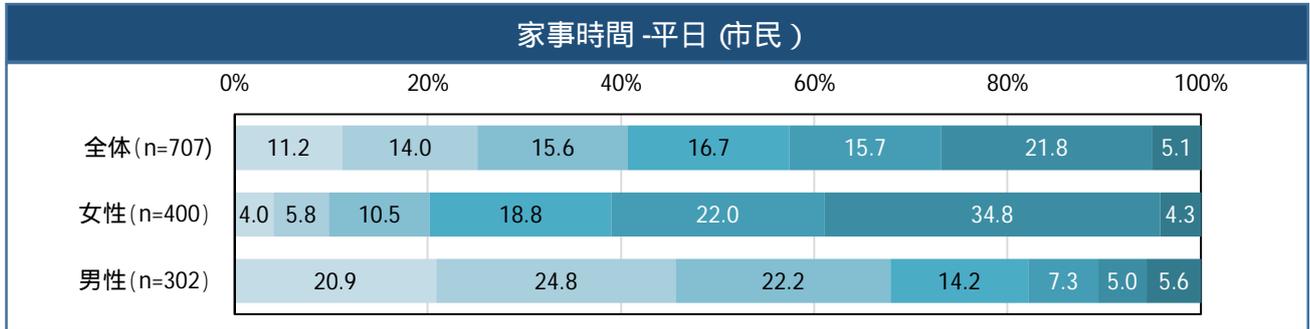


■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらともいえない ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ 無回答

## 家事時間について

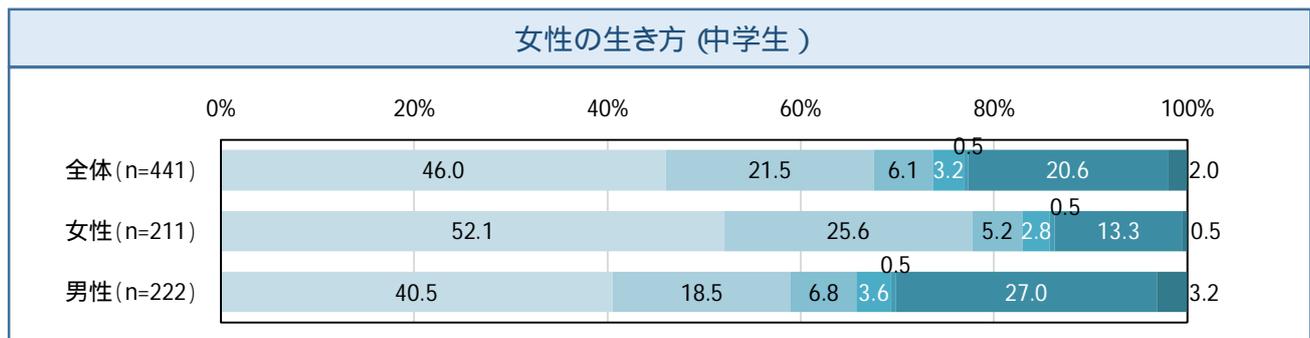
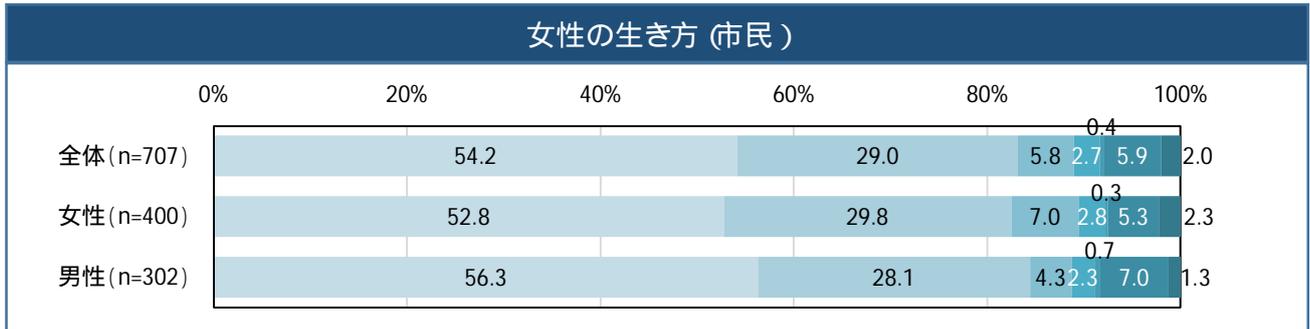
平日1日の平均家事時間は、男性で45%程度近くの人が「全くしていない」または「30分未満」と回答したのに対して、女性は「3時間以上」と回答した割合が35%近くとなっており、家事においては女性の負担が大きいことがわかります。

また、休日の家事時間でも、女性の家事の負担割合が大きくなっていますが、女性、男性ともに休日の方が家事時間が長くなっています。



## 女性の生き方について

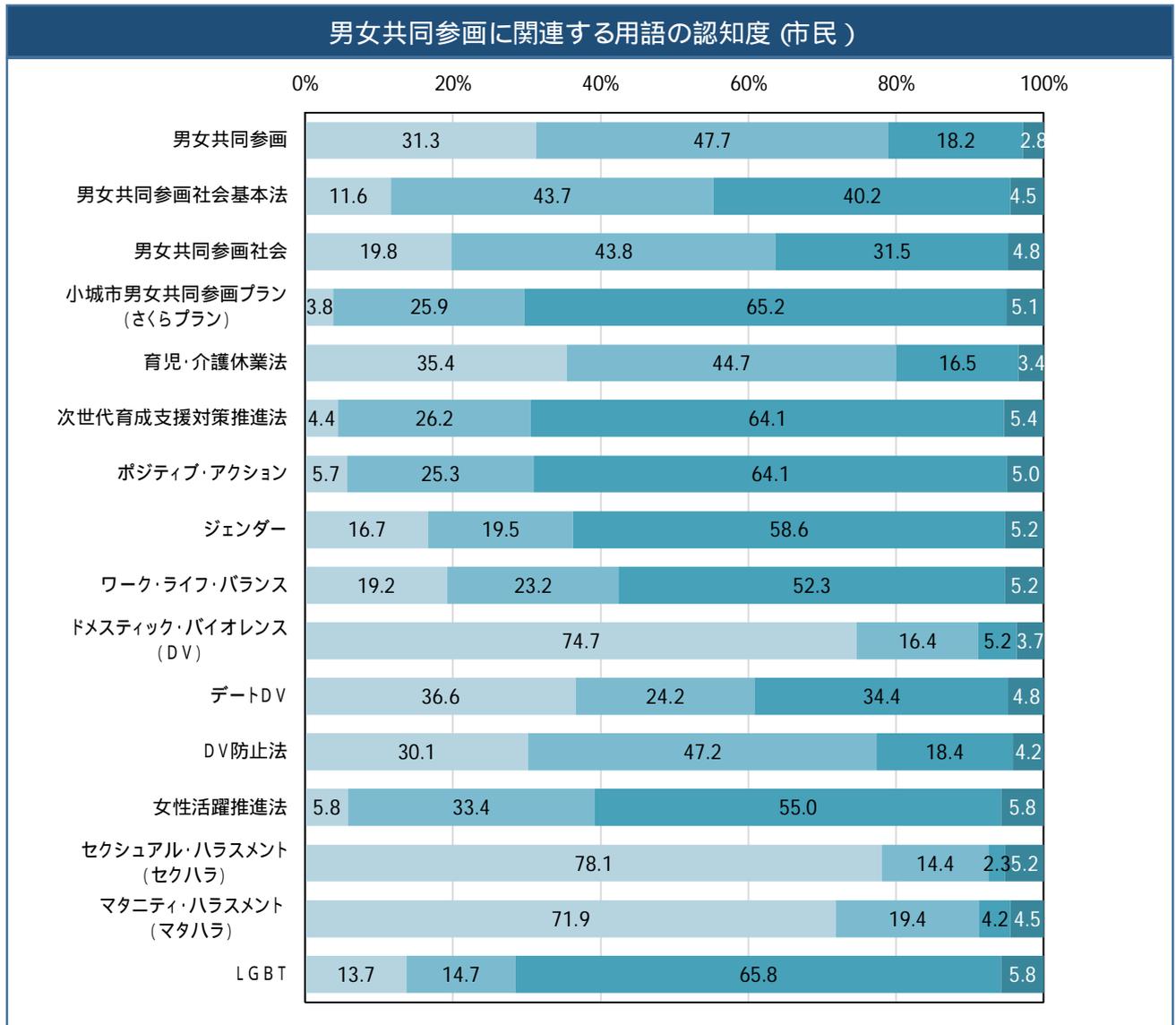
女性の生き方については、市民、中学生ともに「子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと職業を持ち続ける方が良い」と考える割合が、5割前後と高くなっています。



- 子どもができて、お休みをもらいながら、ずっと職業を持ち続ける方がよい
- 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったらふたたび職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 女性は職業をもたないで、家事に専念する方がよい
- わからない
- 無回答

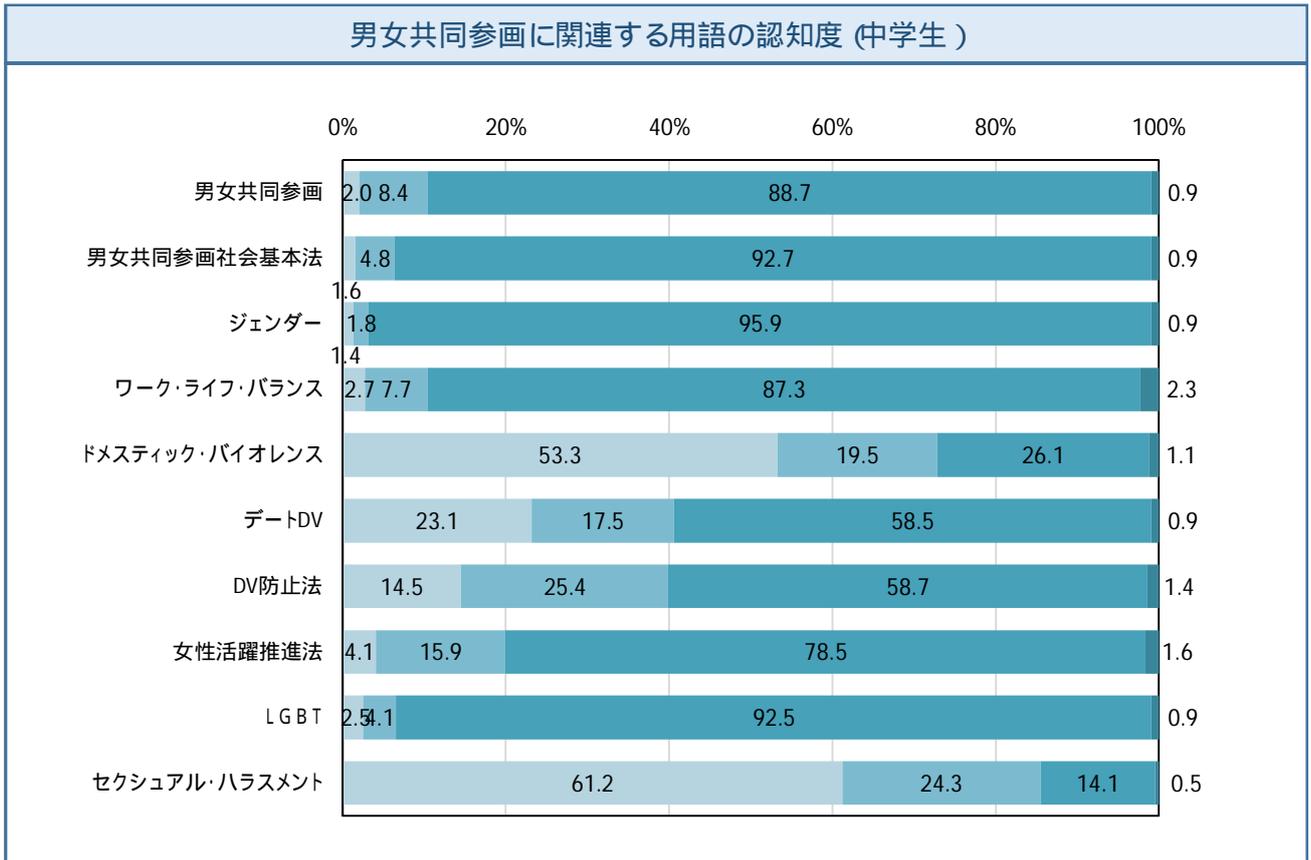
## 男女共同参画に関連する用語の認知度について

市民では、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」や「セクシュアル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」といった近年マス・メディアなどでも頻繁に見聞きするようになった言葉以外の用語に関しては、認知度は低くなっています。



- 聞いたことがある、内容まで知っている
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 聞いたことがない
- 無回答

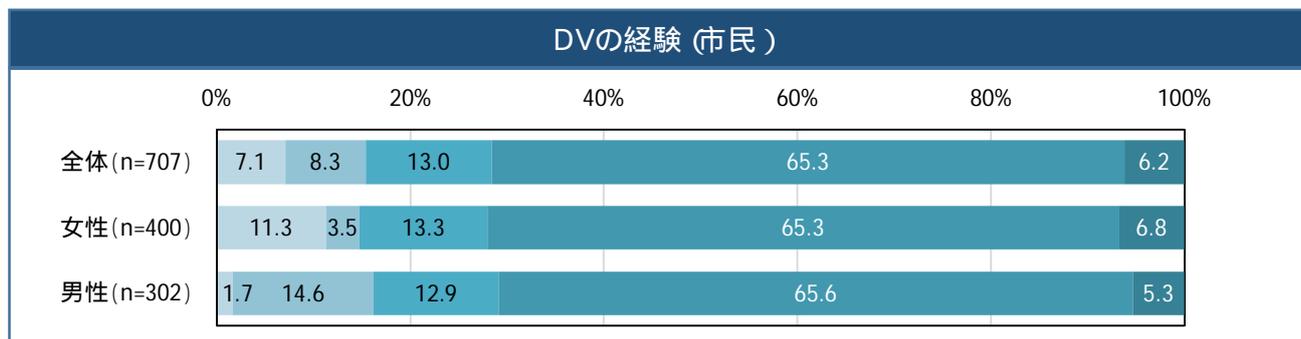
中学生では、市民同様「ドメスティック・バイオレンス（DV）」や「セクシュアル・ハラスメント」といった用語の認知度は高いものの、それ以外の用語に関しては認知度が低くなっています。



- 聞いたことがあり、内容まで知っている
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 聞いたことがない
- 無回答

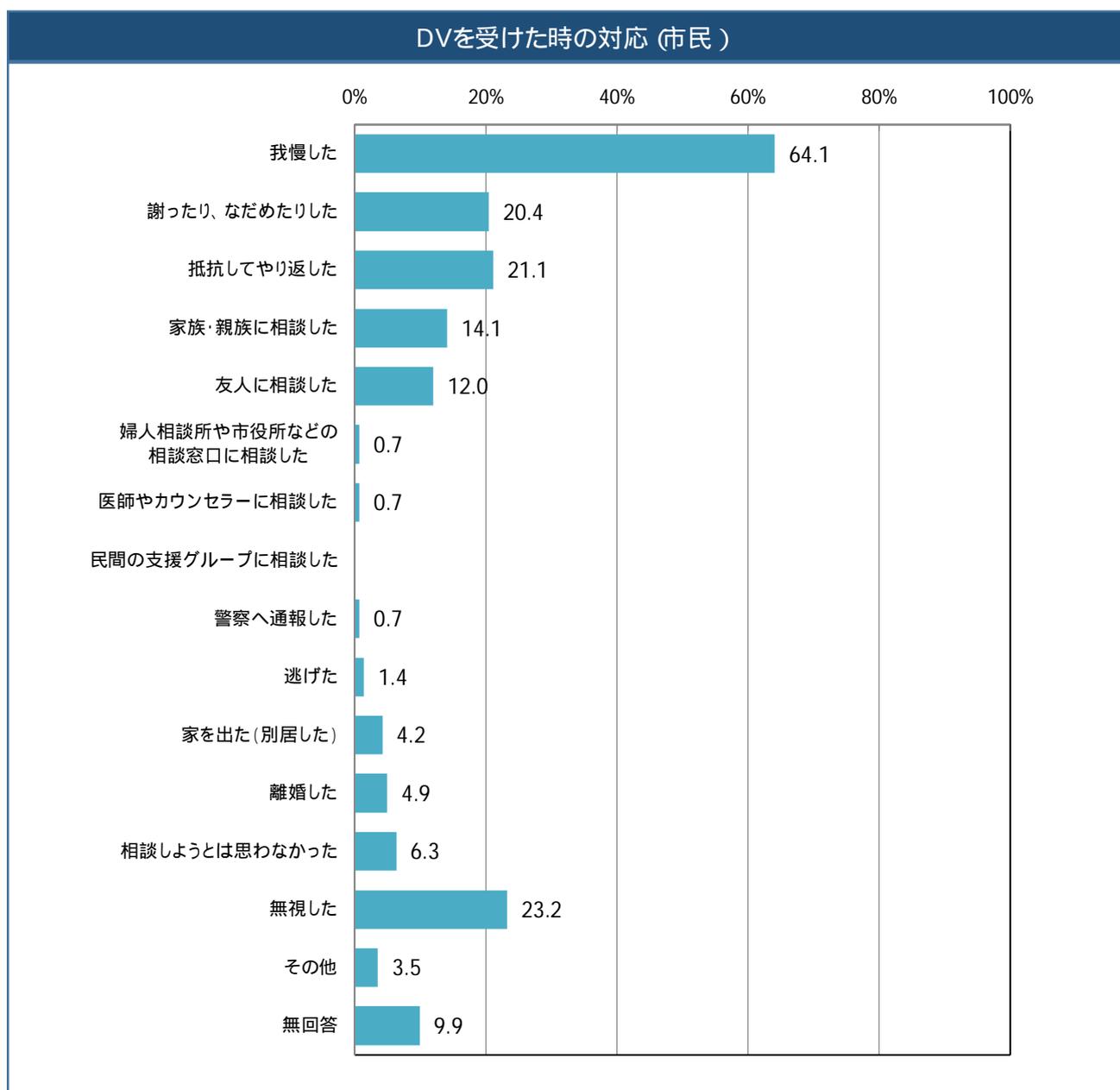
## 男女間の暴力（DV）について

DVについては、男女ともに「どちらもない」と回答した割合が6割以上を占めています。しかし、「されたことがある」・「どちらもある」と回答した割合では、女性で25%近くと約4人に1人が、また全体では20%以上と約5人に1人がDVを受けたことがあることとなります。



■ されたことがある ■ したことがある ■ どちらもある ■ どちらもない ■ 無回答

DVを受けた時の対応では、「我慢した」割合が、6割以上を占めていることから、被害が表面化していないケースが存在することが推察されます。

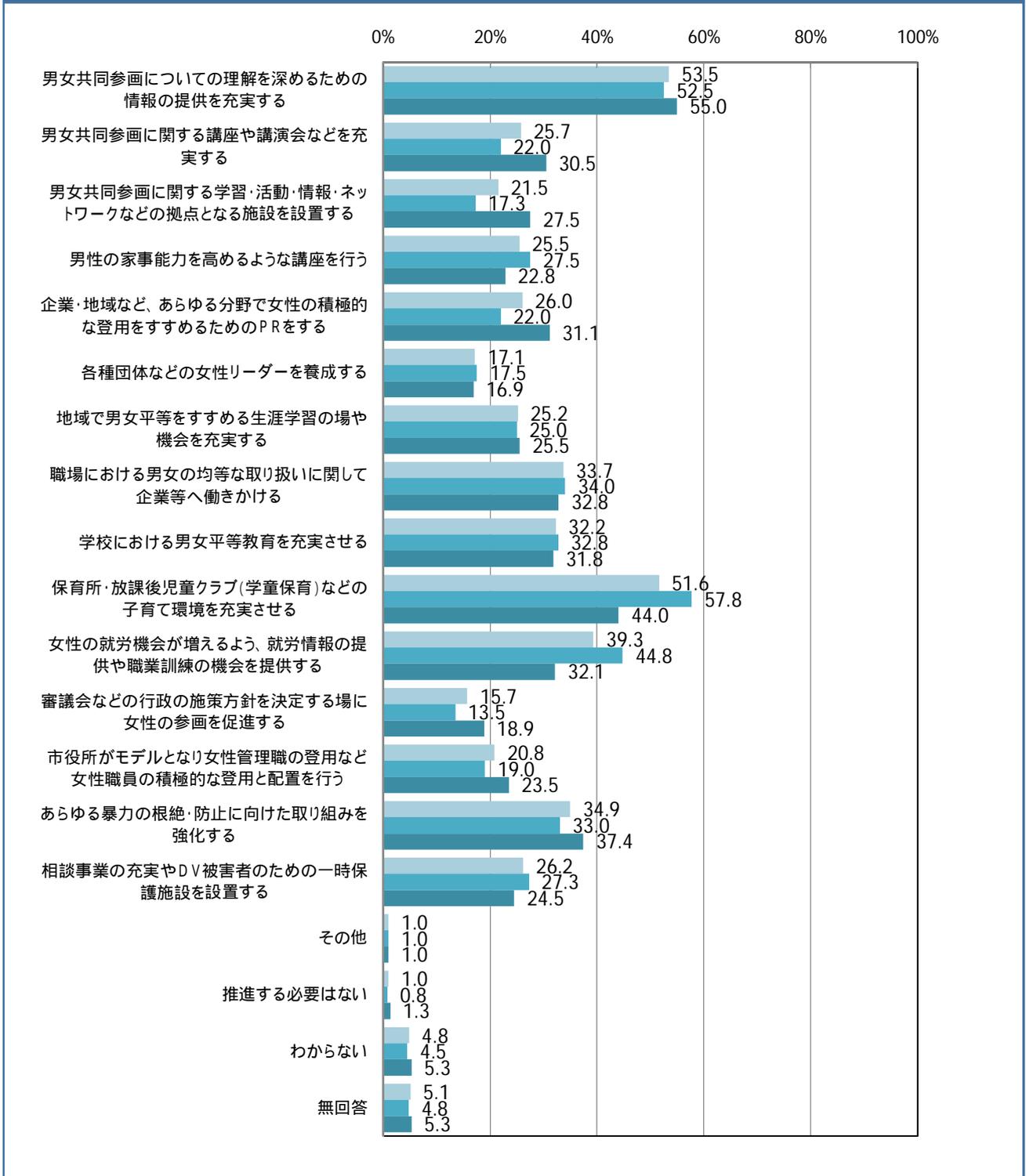


■ 全体 (n=142)

## 男女共同参画を進めるための取り組みについて

男女共同参画社会を進めるために必要な取り組みについては、「男女共同参画についての情報提供の充実」や「子育て環境の充実」を求める割合が、5割を超えています。

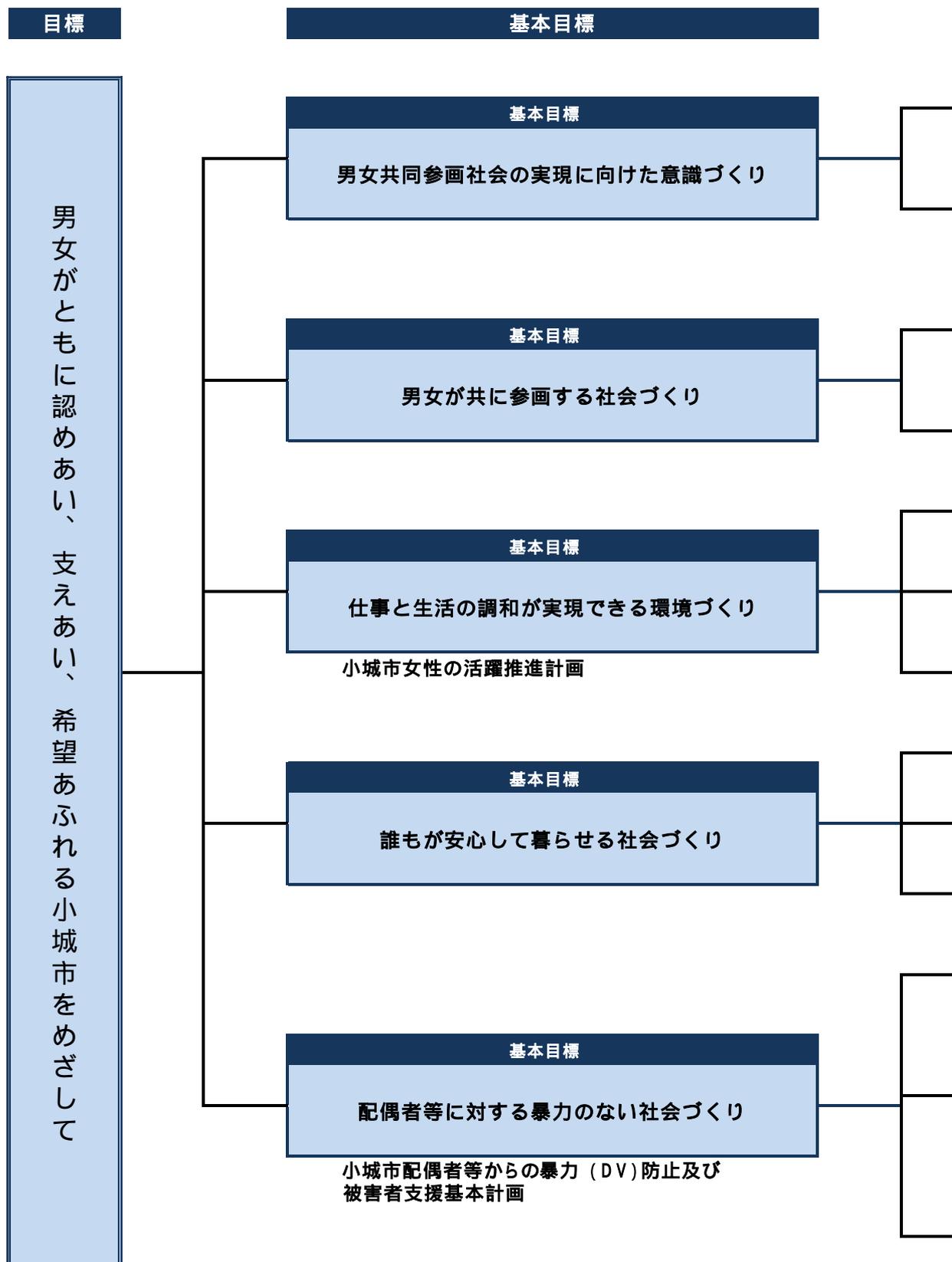
### 男女共同参画を進めるための取り組み (市民)

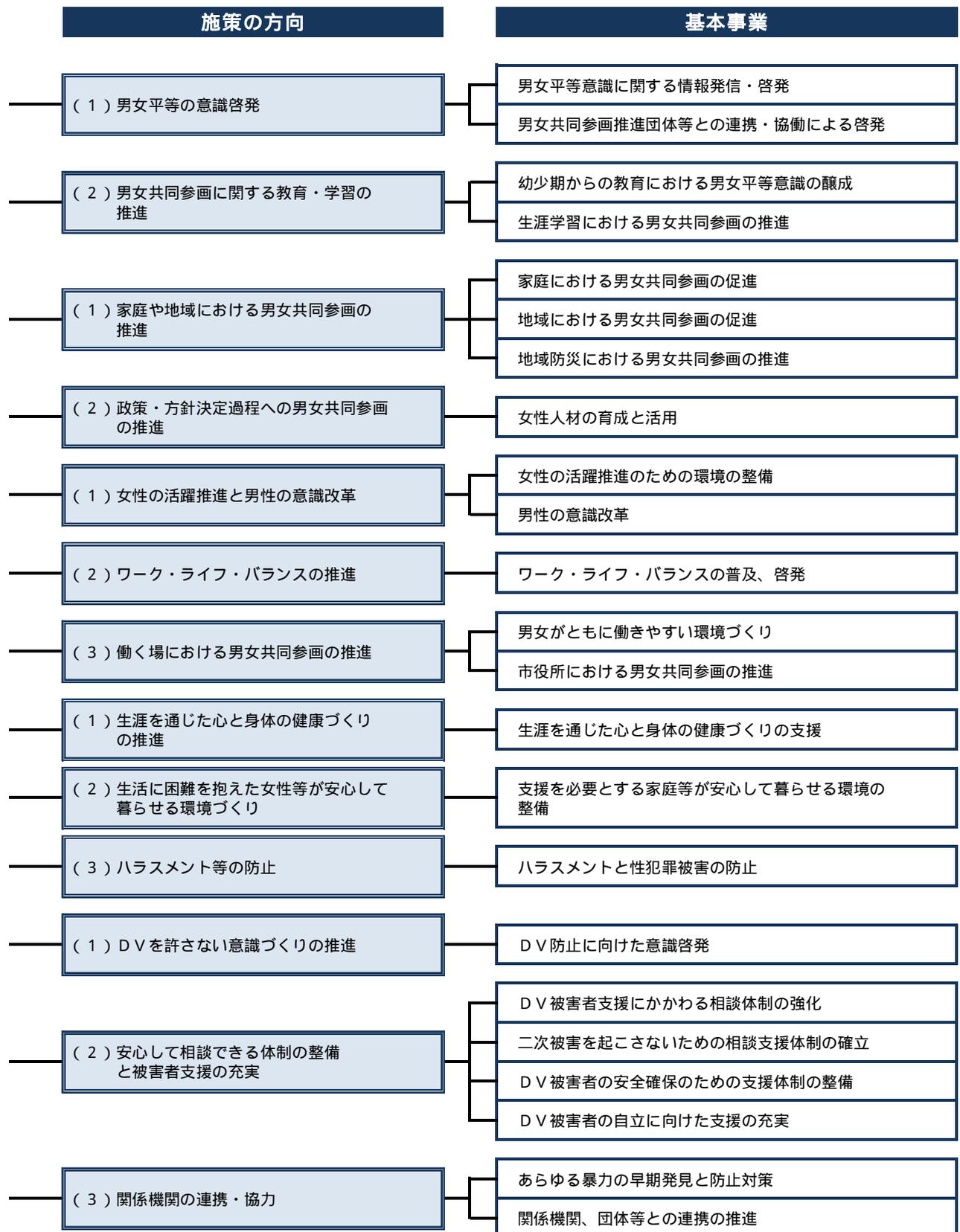


■ 全体 (n=707) ■ 女性 (n=400) ■ 男性 (n=302)

# 第3章 プランの内容

## 1. プランの体系





## 2. 施策の内容

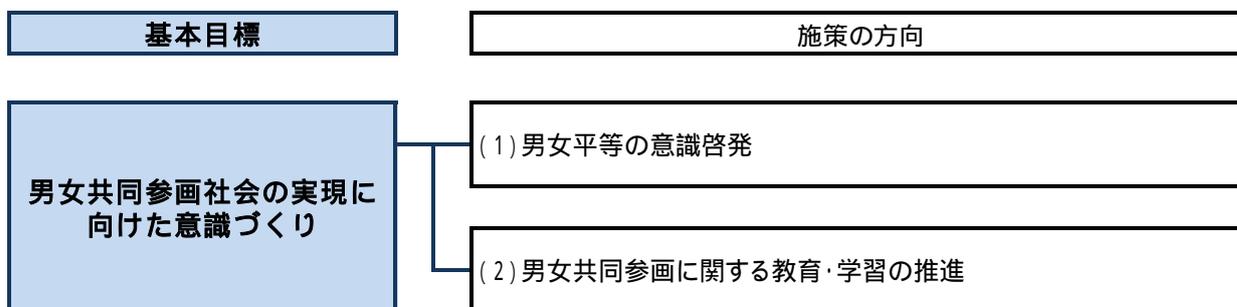
### 基本目標

### 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

#### 【基本的な考え方】

男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いの人権を尊重し、価値観やライフスタイルを理解し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが必要となります。家庭や地域などあらゆる場面において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識を持つことなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動を行います。また、学校教育・社会教育を通じて、男女共同参画の意識づくりを進めていきます。

#### 【体系】



#### 【成果目標】

指 標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方」(性別固定役割分担意識)に反対する市民の割合 (賛成+どちらかといえば賛成) 総合計画アンケートより	57.6%	65.0%
地域や社会活動の場における男女が平等であると感じている市民の割合	38.8%	50.0%
家庭生活において男女が平等であると感じている市民の割合	31.3%	35.0%
「性別に関わりなく、生まれ持った個性・才能を可能な限り活かして育てた方がよい」と考える市民の割合(賛成のみ)	61.4%	70.0%

## 施策の方向（１） 男女平等の意識啓発

### 【施策の目的】

誰もがお互いを認め合い、尊重し合い、支え合う男女平等の社会を築いていくため、さまざまな機会において、男女平等に関する正しい知識の普及と意識啓発を推進します。

### 【現況と課題】

市民の意識や行動、社会制度・慣行等の中には、性別による偏りや、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」というような男女の役割に対する固定的な考え方が現在でも根強く見られます。

男女間の不平等は人権の問題でもありますが、現実には性別による役割分担意識があることから、社会の様々な場面で、女性が男性に比べ不利な状況にあることが指摘されています。

平成 27 年度に実施した「市民意識調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」というような固定的性別役割分担意識に対しての市民意識調査結果の経年比較では、『反対』と考える人の割合は低くなっています。また、「家庭生活」「就職・採用」「職場」「地域や社会活動の場」「慣習・しきたり」「社会全体」といった様々な場での平等感の経年比較では、「平等」と感じている人の割合は高くなっていますが、まだまだ「男性優遇」と感じている人が「平等」と感じている人を上回っている状況です。

固定的な性別役割分担意識を解消し、自らの個性と能力によって生き方を選択し、対等な立場でお互いを尊重し、支えあう社会にするためには、市民一人ひとりの意識づくりが必要です。

一人ひとりがこのような意識を持ち、家庭や職場での意識改革を進め、できることから行動していくことが大切であり、そのための様々な男女共同参画に関する情報発信を行うなど、積極的な啓発活動への更なる取り組みが必要です。

## 【基本事業】

### 男女平等意識に関する情報発信・啓発

男女平等意識に関する研修会等の開催や市報等による情報提供を行い、正しい知識の普及と啓発活動の充実を図ります。

	事業	担当課
1	男女共同参画を推進するための研修会等を開催し、意識啓発を行う。	企画政策課
2	市報やホームページを活用し、人権（男女共同参画）に関する情報を提供する。	企画政策課 人権・同和对策室
3	男女共同参画に関する図書等を収集し、図書コーナー等を設置し情報を提供する。	文化課
4	男女共同参画の視点に立った市報・ホームページ等を作成する。	総務課

## 【数値目標】

事業	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
1	男女共同参画に関する研修会等の受講者数	172 人	210 人
3	男女共同参画に関する図書購入冊数	32 冊	40 冊

## 【基本事業】

### 男女共同参画推進団体等との連携・協働による啓発

各種団体等が行う男女共同参画を推進する活動に対し、支援や情報提供を行うことで、団体のスキルアップを図り、連携・協働による男女共同参画の意識啓発を図ります。

	事業	担当課
5	男女共同参画の視点で活動を行う団体等に必要な情報提供を行い、スキルアップを図る。	企画政策課
6	各種団体等の男女平等や男女共同参画に関する自主的な活動を支援し、連携・協働による意識啓発を行う。	企画政策課 人権・同和対策室

## 【数値目標】

事業	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
5	男女共同参画推進事業補助金の活用件数	1 件	2 件

## 施策の方向（２） 男女共同参画に関する教育・学習の推進

### 【施策の目的】

様々な場において、あらゆる人々へ男女共同参画に関する教育・学習の機会を提供します。また、幼児期から高齢期に至るまで性別にとらわれず、その人の個性を尊重できるよう人権意識や男女共同参画の意識づくりを推進します。

### 【現況と課題】

これからの社会を担う子どもが社会の中で自分らしく生きていくためには、個人の個性や能力を尊重する人権教育や男女平等教育が必要です。また、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高め、家庭生活の大切さを認識できるような学習機会の提供が必要です。

平成 27 年度に実施した中生意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、『反対』と考える人の割合が、『賛成』と考える人の割合を上回っています。しかし、実際に家庭生活の中で家事をしている人は、多くの項目で「母親」が最も多く、依然として、全体的に母親の家事負担が多い状況が見受けられます。しかしながら、「育児」や「授業参観」などの子育てでは、他に比べて「両親」と回答した割合が高い傾向にあります。

保育所・幼稚園や学校は、子どもの生き方、考え方に大きな影響を与える場であり、男女の発達段階における身体的な違いや特性を踏まえた保育・教育を行うには、保育・教育関係者に対して男女共同参画に関する理解の促進を図る必要があります。そのために、学校運営等に男女共同参画の視点を導入するとともに、男女共同参画についての研修を充実させていくことが大切です。

また、子どもだけでなく、保護者を含めた大人についても、男女共同参画に配慮した意識啓発の取り組みを進めていくことが必要です。

## 【基本事業】

### 幼少期からの発達段階に応じた教育における男女平等意識の醸成

幼少期からの発達段階に応じた教育活動を通して男女平等意識の醸成に取り組むために、保育・教育関係者へ男女の人権を取り扱った研修会等を実施します。また、性別にとらわれない一人ひとりの個性を大切にした教育の推進を図ります。

	事業	担当課
7	保育・教育関係者へ男女平等の視点に立った保育・教育のための研修会等を実施する。	保育幼稚園課 学校教育課
8	男女別の職業感観にとらわれず、本人の適性・希望に応じたキャリア教育を推進する。	学校教育課

## 【数値目標】

事業	指標	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度
7	男女の人権を取り扱った保育・教育関係者の研修会等受講者数	60人	160人

## 【基本事業】

### 生涯学習における男女共同参画の推進

男女平等を含めた人権尊重の意識が高まるよう、公民館等主催事業や人権講座などを開催し、学習機会の提供に努めます。また、性的マイノリティなど性の多様性についての理解が進むよう、意識啓発を行います。

	事業	担当課
9	公民館等主催事業において、男女共同参画の促進につながる講座等を実施する。	生涯学習課
10	じんけんふれあいセミナー等において、男女の人権を取り扱った講座を実施し、人権尊重意識の高揚を図る。	人権・同和对策室
11	性の多様性についての理解が進むよう啓発に努める。	企画政策課 学校教育課

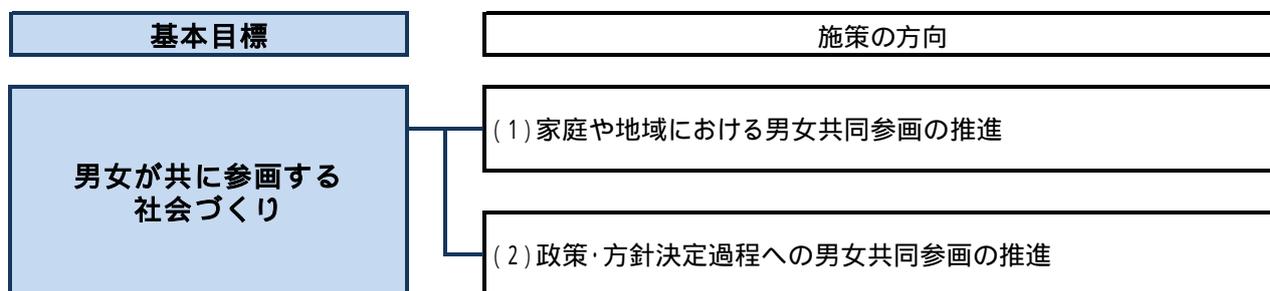
## 【数値目標】

事業	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
9	男女共同参画の促進につながる公民館主催講座等の受講者数	41 人	50 人
10	男女の人権を取り扱ったじんけんふれあいセミナー等の受講者数	60 人	80 人

## 【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現に向けて、市民の誰もが共通の理解と認識を深め、円滑なコミュニケーションを図れるように、**地域活動における男女共同参画の促進など**市民主体の取り組みに対する支援を**行い**、**地域活動における男女共同参画の促進を図ります**。また、市の政策や方針決定過程への**女性の参画推進**などの取り組みを積極的に行い、あらゆる分野における女性リーダーの育成や登用をさらに推進し、男女が共に参画する社会づくりを進めていきます。

## 【体 系】



## 【成果目標】

指 標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
男性の一日（平日）の家事関連時間が「30 分未満、全くしていない」の市民の割合	45.7%	40.0%
市内行政区における女性区長の割合	<del>4.7%</del> 1.1%	5.0%
防災会議における女性の割合	8.3%	30.0%
審議会等委員の女性の参画率	31.1%	35.0%

## 施策の方向（１） 家庭や地域における男女共同参画の推進

### 【施策の目的】

家庭や地域における男女の不平等感を解消し、対等なパートナー・構成員として共に支え合い、家庭・地域活動に参加しようという意識をお互いにもてるよう、学習の機会と情報の提供を充実させ、男女共同参画の意識の浸透に努めます。

また、災害時には直面する困難や課題が性によって異なるために、その対策として防災にかかる意思決定の場に女性が参画し、男女共同参画の視点に基づいた地域防災への取り組みを進めます。

### 【現況と課題】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった男女の役割に対する固定的な考え方は、現在でも根強く残っています。

男女を問わず、家族全員で家事・育児・介護などを分担することは、男女平等意識を育てるうえで大変重要なことであり、ジェンダーにとらわれない考え方を浸透させていくことにつながります。

今後、少子・高齢化社会が進展していく中で、子育て支援制度、介護保険サービス制度だけでは細やかな支援が難しい状況の中で、家庭内だけでなく地域で、男女を問わず子育てや高齢者を支援していくという考え方が必要になってきています。

また、地域活動では、男性より活躍する女性が多いにもかかわらず、組織の代表者などは男性がほとんどを占めているのが現状で、方針決定の場へ女性の参画を妨げる要因となっています。

家庭や地域活動において男女共同参画を進めるためには、家事・育児・介護などの負担や社会通念、しきたり・慣行などにおける固定的な性別役割分担意識を是正することで、男女が対等な構成員として様々な場で活躍できるよう、市民意識の醸成を図ることが必要です。

## 【基本事業】

### 家庭における男女共同参画の促進

男女がともに家事・育児・介護等を~~分~~~~か~~~~ち~~~~合~~~~う~~~~担~~~~う~~大切さに気付けるような講座等を開催し、家庭において実践できるような情報の提供を行います。

	事業	担当課
12	夫婦の家事・育児協力について考えるきっかけとなるよう、パパ・ママ教室を実施する。	健康増進課
13	父親の育児参加を促進するため、子育てハンドブックや父子手帳を配布する。	社会福祉課 健康増進課
14	男女を問わず、互助として地域住民による高齢者の生活支援の体制づくりを進めます。	高齢障がい支援課

## 【数値目標】

事業	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
12	パパ・ママ教室の男性参加者数	42 人	60 人

## 【基本事業】

### 地域における男女共同参画の促進

地域活動において、男女共同参画の視点を取り入れることの必要性に気付くきっかけづくりや、男女がともに参画しやすい環境づくりの促進を図ります。

	事業	担当課
15	男女がともに自治会活動・コミュニティ活動へ参画することを促進するための意識啓発を行う。	企画政策課

## 【基本事業】

### 地域防災における男女共同参画の推進

災害時には直面する困難や課題が性によって異なるために、その対策として男女共同参画の視点に基づいた地域防災への取り組みを進めるとともに、防災会議や消防団活動への女性参画を促進し、災害に対する事前の備えや避難所運営の充実に努めます。

	事業	担当課
16	防災会議への女性参画を推進し、防災計画に女性の意見を反映させる。	防災対策課
17	女性消防団員の加入の促進や、男女参画による自主防災組織の運営を支援する。	防災対策課
18	男女共同参画の視点で、災害に対する事前の備え、避難所運営を実施する。	防災対策課

## 【数値目標】

事業	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
17	市消防団員における女性消防団員の割合	1.6%	2.5%

## 施策の方向（２） 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

### 【施策の目的】

政策・方針決定過程へ男女が共に参画し、それぞれの意見が対等に反映されるよう、市の審議会等委員への積極的な女性登用を推進するとともに、女性の参画機会の拡大に向けて、女性人材の育成や意識の啓発などに努めます。

### 【現況と課題】

市の政策・方針を決定する場となる審議会等における女性の参画率は、「第 1 次男女共同参画プラン」の目標値 30%に対して、平成 27 年度時点では、31.1%と目標を達成しています。

しかしながら、女性委員のいない審議会や、女性の参画率が低い審議会もみられることから、女性委員がいない審議会の解消と参画率向上に向けた取り組みが必要です。

## 【基本事業】

### 女性人材の育成と活用

あらゆる分野での女性参画を促進するため、リーダー育成を行うとともに、女性人材バンクの充実を図り、政策・方針決定過程への女性登用を推進します。

	事業	担当課
19	あらゆる分野で女性参画を促進するため、リーダー育成を行う。	企画政策課
20	審議会等の政策・方針決定過程への女性の登用を推進する。	企画政策課 関係各課

## 【数値目標】

事業	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
19	女性人材バンクの登録者数	4 人	8 人
20	女性委員のいない審議会等の数	8	4

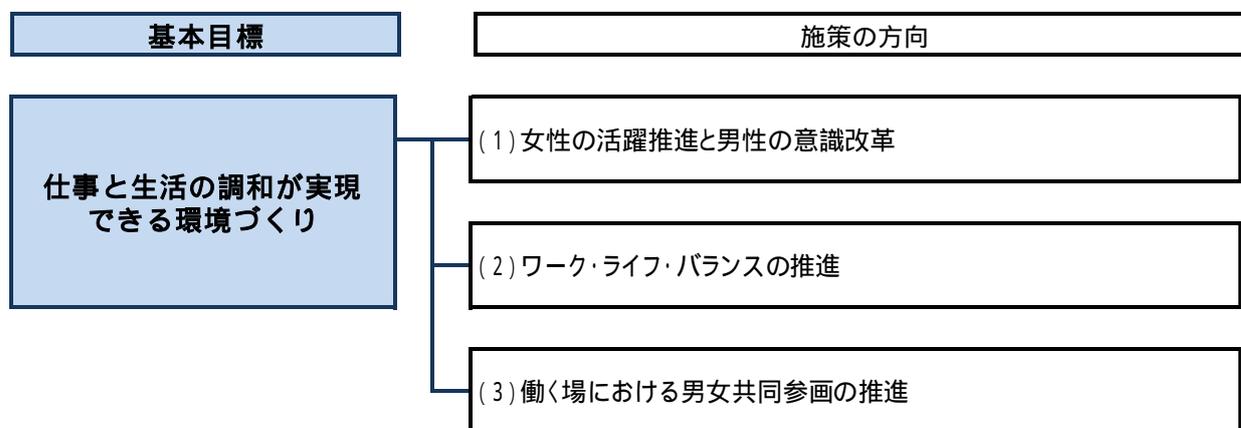
【基本的な考え方】

男女が仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じ、多様な選択ができるように仕事と生活を調和させることは、多様性に富んだ活力ある社会を構築するために重要な課題です。

今後、社会全体で子育てを支援する環境づくりや高齢者等が安心して暮らし続けられる介護支援策の充実を図り、育児・介護と仕事が両立できる環境づくりを行います。

さらに、「女性活躍推進法」が目指す、女性が十分に能力を発揮し、活躍できるような環境を整備するために、事業者への情報提供を行うなどの取り組みを進めていきます。

【体 系】



【成果目標】

指 標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
安心して子育てができるまちと思う市民の割合 総合計画アンケートより	78.7%	84.2%
市職員の管理職における女性登用率	14.3%	30.0%
ワーク・ライフ・バランスについて言葉や内容まで知っている市民の割合	19.2%	35.0%

## 施策の方向（１） 女性の活躍推進と男性の意識改革

### 【施策の目的】

すべての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮し、職場、家庭、地域等あらゆる場面で活躍できるよう環境整備を図ります。また、男性にとっても仕事と生活が両立できる暮らしやすい社会の実現に向けて、意識啓発を行っていきます。

### 【現況と課題】

近年、働く女性は増加傾向にあるものの、仕事の他に家事、育児、介護等を同時に担っている女性も多い現状があります。

平成 27 年度に実施した「市民意識調査」によると、平日 1 日の平均家事時間は、男性は半数近くが「全くしていない」または「30 分未満」と回答しているのに対し、女性は 3 割以上が「3 時間以上」と回答しており、家事における女性の負担が大きくなっています。また、休日においても同様に女性の家事の負担は大きくなっています。

女性の活躍推進のためには、子育て支援、介護サービスの充実を図るとともに、男性の家事、育児、介護等への積極的な参画を促し、男性の意識改革を図っていくことも必要です。

## 【基本事業】

### 女性の活躍推進のための環境の整備

一人ひとりが自分に合った働き方を選択でき、男女がともに働き続けるため、子育て支援及び介護サービスの充実を図ります。

	事業	担当課
21	子育ての手助けを必要としている人に対して子育てサポーターの利用促進を図る。	社会福祉課
22	保護者が安心して就労できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園等の充実を図る。	保育幼稚園課
23	保護者の多様な就労形態に応じた延長保育等の充実を図る。	保育幼稚園課
24	小児科医院等に併設した施設での病児・病後児保育を実施する。	社会福祉課
25	保護者が就労等で不在となる児童への安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブを実施する。	教育総務課
26	介護の手助けを必要としている人に対して、介護者向けサービス等の利用促進を図る。	高齢障がい支援課
27	子育てや家庭教育、介護に関する悩み等を解消するため、相談体制の充実を図る。	健康増進課 社会福祉課 学校教育課 高齢障がい支援課

## 【数値目標】

事業	指 標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
21	子育てサポーターの利用者数	1,957 人	3,000 人
22	保育所・幼稚園・認定こども園等の入所（園）者数	1,851 人	1,760 人
25	放課後児童クラブの入級者数	474 人	650 人

## 【基本事業】

### 男性の意識改革

男性の家事、育児、介護等への積極的な参画を促し、男性にとっても仕事と生活が両立できる暮らしやすい社会の実現に向けた意識啓発を行っていきます。

	事 業	担当課
28	男女共同参画の必要性について、男性にも共感できるよう意識啓発を行う。	企画政策課

## 施策の方向（２） ワーク・ライフ・バランスの推進

### 【施策の目的】

長時間労働の削減を図るなど働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の重要性について周知するとともに、事業所等に対しても、ワーク・ライフ・バランスの促進に関する広報・啓発を行います。

### 【現況と課題】

平成 27 年度に実施した「市民意識調査」によると、「仕事と家庭生活の優先度」について、理想は「仕事と家庭生活をともに優先したい」と考える人の割合が 6 割以上なのに対し、現実には「仕事と家庭生活をともに優先している」と考える人の割合は 4 割弱と、理想と現実の間に大きな差が生じています。

こうした問題を解決するために、長時間労働など従来働き方を見直すことにより、互いの責任を分かち合いながら、家事・育児・介護等へ参画し、多様な選択のもと地域活動や自己啓発などができるようになるためにも、ワーク・ライフ・バランスの推進が不可欠であり、市民に対して情報提供を図るとともに、事業所等に対して、啓発や情報提供等を行っていく必要があります。

## 【基本事業】

### ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発

それぞれの多様な生き方に合わせた働き方の選択が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行います。

	事業	担当課
29	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供する。	企画政策課
30	事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスの研修会等を実施する。し、働き方改革を促す。	企画政策課

## 【数値目標】

事業	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
29	ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信回数	-	2 回
30	ワーク・ライフ・バランスに関する事業所研修会等の開催回数	-	1 回

## 施策の方向（3） 働く場における男女共同参画の推進

### 【施策の目的】

男女がともに仕事と家事・育児・介護等の家族的責任を両立し、多様な働き方の選択ができるよう、事業所等における女性の就労に対する理解を深めるとともに、各種法制度の周知・徹底を図り、男女がともに働きやすい環境づくりの推進を図ります。

また、市職員一人ひとりが男女共同参画の視点で各種施策の推進に取り組み、市職員自身も仕事と子育て・介護等の両立を図れるよう必要な環境整備を行い、市役所における女性の活躍を推進していきます。

### 【現況と課題】

平成27年度に実施した「市民意識調査」によると、職場において『男性の方が優遇されている』と感じている人が半数以上と多くなっており、性別役割に対する固定的な考え方が現在でも根強く見られます。

雇用の場での均等な機会と待遇の確保を図るため、あらゆる分野での意識改革を進める必要があります。そのためには、事業所に対して労働関連法令の周知や男女平等に関する取り組みを推進する必要があります。

しかし、現状では事業所等へのコンタクト手段が確立されていないことから、今後は、事業所等に対して、商工会議所や商工会等と連携を図りながら広報・啓発活動を充実させていく必要があります。

また、市役所が働く場のモデルとなり、市民や事業所等に対して男女共同参画の推進を促すためにも、市職員が積極的に男女共同参画の視点で各種施策の推進に取り組むとともに、市役所が一体となって女性活躍を推進していくことが必要です。

## 【基本事業】

### 男女がともに働きやすい環境づくり

男女の能力を十分に発揮することができ、お互いに支えあいながら家族的責任を果たせるよう、男女がともに働きやすい環境づくりの促進を図ります。

	事業	担当課
31	育児休業・介護休業の取得促進や女性の登用推進等について、事業所等への啓発を行う。	企画政策課
32	家族経営協定の普及・支援を行う。	農業委員会

## 【基本事業】

### 市役所における男女共同参画の推進

市職員が、男女共同参画の視点で各施策や事業を推進し、市役所が男女共同参画を積極的に推進する職場のモデルとなるよう、市職員への意識啓発と推進体制の整備を図ります。

	事業	担当課
33	男女共同参画についての理解を深めるため、市職員研修を実施する。	企画政策課
34	「女性の活躍推進法」に基づく、特定事業主行動計画を公表し、計画の内容を推進する。	総務課
35	市女性職員の管理・監督職への登用を推進する。	総務課
36	市職員へ育児休業・介護休業制度等の周知を図り、取得促進に取り組む。	総務課

## 【数値目標】

事業	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
33	男女共同参画に関する市職員研修の受講者数	未実施	300人
36	男性の配偶者出産休暇・配偶者出産時育児休暇の取得割合	-	100%

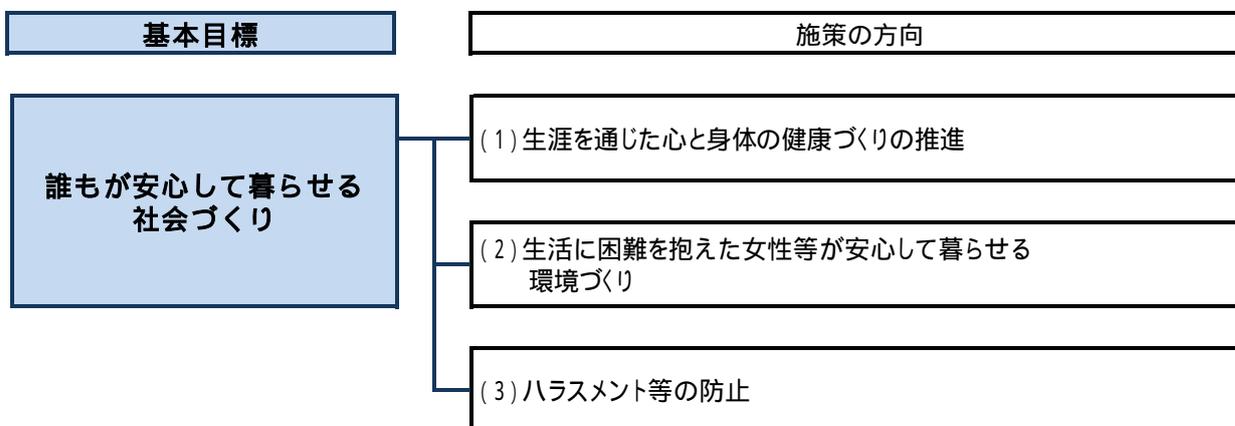
## 【基本的な考え方】

男女が互いにそれぞれの性の特性を理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、様々な場面に応じた健康支援に取り組み心身の健康の保持増進を図ります。

ひとり親家庭や貧困、高齢、障がい等により困難を抱えている人々への支援を行い、生活の自立と安定を促進していきます。

また、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発に取り組み誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めていきます。

## 【体 系】



## 【成果目標】

指 標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
セクシャル・ハラスメント(セクハラ)について言葉や内容まで知っている市民の割合	78.1%	85.0%

## 施策の方向（１） 生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進

### 【施策の目的】

男女が互いの性を理解し、尊重し合えるよう啓発活動に取り組みます。また、人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実を図るとともに、誰もが自分らしく生きるため、健康づくりや疾病予防についての支援を行います。

### 【現況と課題】

生涯を通じて健康を維持し、誰もが元気に暮らすには、性差をふまえた心身の状況を理解し、互いを尊重し合い、思いやりを持つことが大切です。

それにはまず、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるように、発達段階に応じた保健教育を実施する必要があります。

また、母性保護について認識を深め、子どもを安心して出産し、育てることができるよう、出産前から出産後までの健康管理を行うことが必要です。

今後も、男女が互いの性を理解し、尊重し合えるよう、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といったそれぞれのライフステージに応じた心身の健康の保持増進のため、相談機能の充実を図り、健康づくりの支援に取り組む必要があります。

## 【基本事業】

### 生涯を通じた心と身体の健康づくりの支援

思春期の子どもが保健や性に関する正しい知識を持てるよう、発達段階に応じた意識啓発を行います。また、母性保護から、妊娠・出産に関する保健サービスの充実を図るとともに、ライフステージに応じた健康管理の支援を行い、誰もが生涯を通じて心身の健康が維持できるよう支援を行います。

	事業	担当課
37	児童生徒の発達段階に応じた思春期の保健教育を実施する。	学校教育課
38	妊娠・産後期や更年期など女性の健康管理について支援する。	健康増進課
39	心の健康に関する情報提供を行い、健康相談を実施する。	健康増進課
40	エイズ/HIV、性感染症の予防等に関する情報提供を行う。	健康増進課

## 施策の方向（２） 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

### 【施策の目的】

ひとり親家庭で生活に困難を抱える女性等に対して、生活の自立と安定のために、相談体制の充実や就業支援に取り組みます。また、高齢者や障がい者等、様々な困難を抱える人たちが安心して暮らせるよう環境づくりに努めます。

### 【現況と課題】

小城市でもひとり親家庭など、多様な家族形態の家庭が増加しており、経済面での安定等が課題となっています。そのため、きめ細やかな福祉サービスの展開と、就労・自立の支援を含めた総合的な支援対策が必要です。

また、高齢者や障がい者など、様々な困難を抱える人々が社会の一員として、自分らしく充実した生活を送れるよう環境を整備していく必要があります。

今後も、様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせるよう相談体制を充実させていくことが必要です。

## 【基本事業】

### 支援を必要とする家庭等が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭等の支援を必要とする家庭が、安心して暮らせるよう経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、相談体制の充実を図り、自立に向けた支援を行います。

	事業	担当課
41	ひとり親に対して、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の助成等により経済的支援を行う。	社会福祉課
42	ひとり親の自立に向けた能力開発のための相談や支援を行う。	社会福祉課
43	高齢者の介護予防・生活支援対策を充実する。	高齢障がい支援課
44	障がいのある人の自立と社会参加を支援する。	高齢障がい支援課
45	ひとり親・障がい者・高齢者の相談体制の充実を図る。	社会福祉課 高齢障がい支援課
46	在住外国人に外国語版母子健康手帳を交付する。	健康増進課

## 施策の方向（3） ハラスメント等の防止

### 【施策の目的】

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどのハラスメントは人権を侵害する不当な行為であるという理解を広め、防止のための意識啓発を行います。また、ハラスメントや男女間の暴力による性被害の相談窓口の周知に努め、関係機関と連携していきます。

### 【現況と課題】

平成 27 年度に実施した「中生意識調査」によると、「セクシュアル・ハラスメント」という言葉は 6 割を超える人が「内容まで知っている」と答えており、「市民意識調査」によると、8 割弱の人が「内容まで知っている」と答えています。近年マスメディアなどで頻繁に取り上げられるようになったこともあり、非常に認知度が高くなってきています。

また、「マタニティ・ハラスメント」についても、「市民意識調査」では、7 割を超える人が「内容まで知っている」と答えていますが、今後もハラスメントは、人権を侵害する不当な行為であるという理解を広め、防止のための意識啓発を行っていく必要があります。

ハラスメント、男女間の暴力による性犯罪被害者の支援については、相談に繋がっていけるよう、より一層、様々な相談窓口の存在の周知を図っていくことが必要です。

また、市役所においても、人権尊重と男女平等意識の向上を図り、男女共同参画の視点に立った行政サービスや職場づくりを行っていくため、ハラスメントの防止を徹底していくことが必要です。

## 【基本事業】

### ハラスメントと性犯罪被害の防止

ハラスメント防止の意識啓発を行うとともに、ハラスメントや性犯罪の相談窓口の周知を図ります。また、市役所におけるハラスメントの防止のため研修会等を実施し、ハラスメントの防止に努めます。

	事業	担当課
47	ハラスメントの防止に向けた意識啓発を行う。	企画政策課
48	ハラスメントや性犯罪被害の相談窓口を周知する。	企画政策課
49	市職員のハラスメント研修を充実し、庁内相談窓口の周知を図る。	総務課

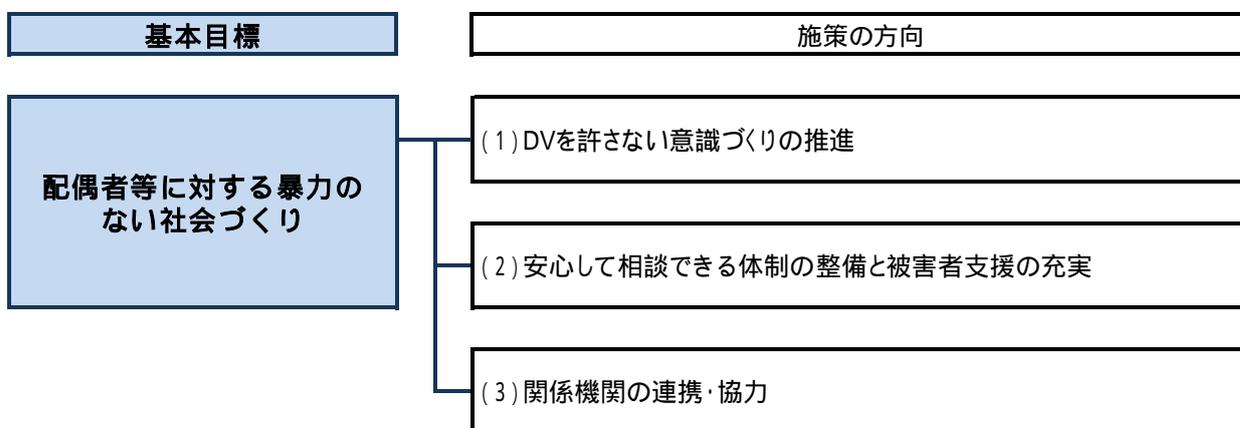
## 【数値目標】

事業	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
49	市役所職員のハラスメント研修受講者数	149 人	300 人

## 【基本的な考え方】

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」をめざし、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みとともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を、関係機関と連携しながら総合的に進めていきます。

## 【体系】



## 【成果目標】

指 標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
DV（ドメスティック・バイオレンス）について言葉や内容まで知っている市民の割合	74.7%	85.0%
DV被害を受けた際に「我慢した」「相談しようとは思わなかった」市民の割合	65.5%	60.0%

## 施策の方向（１） DV を許さない意識づくりの推進

### 【施策の目的】

配偶者等からの暴力（DV）は、個人の尊厳を侵害し、男女平等の実現の妨げになる要因の一つです。市民一人ひとりが正しい理解を深めるために広報・啓発活動を行うとともに、配偶者等からの暴力を生まないよう、子どもの発達段階に応じた教育・啓発を進めます。

### 【現況と課題】

DVを防止していくためには、男女の人権を尊重し、“個人の尊厳を傷つける暴力は許さない”という意識を社会全体で共有することが重要です。

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知度について「市民意識調査」の経年比較によると、「内容まで知っている」という人は増加しており、平成27年度の調査では「内容まで知っている」という人は75%程度になっています。しかし、「内容を知らない」という人も20%以上となっています。

また、DVの被害経験については、「されたことがある」「どちらもある」という人は女性の約4人に1人、男性の約7人に1人、全体で5人に1人が何らかの暴力を受けていることとなります。

今後もDVについての理解を深め、DVを許さないという意識が市民に共有されるように、広報・啓発に取り組んでいく必要があります。

内閣府が平成26年に実施している「男女間における暴力に関する調査」によると、10代から20代の若者の間で、交際相手からの暴力が発生している状況が見られ、被害経験については、「ある」という人は、女性の約5人に1人、男性の約10人に1人となっています。

このことから、早期からDVに関する認識を深め、被害者・加害者にならないようにするために、県や教育機関と連携をDVの未然防止教育を推進していくことが必要です。

## 【基本事業】

### DV防止に向けた意識啓発

DV についての理解を深め、DV を許さないという意識が市民に共有されるように、広報・啓発を進めていきます。

また、早期から DV に関する認識を深め、被害者・加害者にならないように DV の未然防止教育を推進していきます。

	事業	担当課
50	DV 防止のための広報・啓発活動を行う。	企画政策課 社会福祉課
51	暴力を予防・防止するため、早期からの教育・啓発を行う。	企画政策課 社会福祉課 学校教育課

## 【数値目標】

事業	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
51	県DV総合対策センターの「DV未然防止教育事業」を活用している中学校数	2 校	4 校

## 施策の方向（２） 安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実

### 【施策の目的】

DV被害者が孤立しないよう、安心して相談できる体制を整備し、身近な相談窓口について広く周知を行います。また、より専門的な相談に対応できるよう体制の整備に努め、被害者の安全確保・自立に向けた支援の充実を図ります。

### 【現況と課題】

DV被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会が制限されている場合があります。また被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないため、相談に至らないことも多いと言われています。

平成27年度に実施した「市民意識調査」によると、「DV被害を受けた時どうしましたか」との設問に、65%程度の人が、「我慢した」と回答しており、DV被害が表面化していないケースが多くみられることが推察されます。

また、「DVや性犯罪をなくすにはどうしたらよいか」との設問に、70%近くの人が、「被害者が安心して相談できる窓口の確保」が必要であると回答しています。

今後は、市の相談窓口をはじめ、様々な相談窓口があることを周知するとともに、安心して相談できる体制の整備が必要です。

市役所は、被害者にとって身近な相談窓口であり、その後の支援においても果たす役割は大きいことから、相談を受ける際には、相談の秘密を厳守し、被害者の信頼を損ねたり、被害者が危険にさらされたりしないように徹底しなければなりません。このため、相談を受ける職員は、被害者に対し適切な情報を提供し、的確な助言を行える十分な知識や技術を習得するために研修等を重ね、相談技術の向上を図る必要があります。

また、被害者が自立して生活しようとする際には、複数の問題を同時に抱えている場合が多いため、様々な手続きが精神的な負担となっています。そのため、被害者等に係る情報の保護を図りながら、生活や就業の支援などについて、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助を行うことが大切です。

今後も、被害者の置かれた状況を把握しながら、課題解決に関わる部署や関係機関が連携し自立支援に努めることが必要です。

## 【基本事業】

### D V 被害者支援にかかわる相談体制の強化

市の相談窓口をはじめ、様々な相談窓口があることを周知するとともに、安心して相談できる体制の整備を進めていきます。

市役所は、被害者にとって身近な相談窓口であることから、相談を受ける際には、秘密を厳守し、被害者の信頼を損ねたり、被害者が危険にさらされたりしないようにするため、職員研修を実施し相談機能の充実を図っていきます。

	事業	担当課
52	市相談担当者等に対して研修を実施し、女性（母子）にかかわる相談機能を充実させる。	企画政策課 社会福祉課
53	D V に関する相談窓口の周知を図る。	企画政策課 社会福祉課
54	D V 被害者支援マニュアル等を作成し、庁内相談担当部署間の連携を図りワンストップ化を推進する。	社会福祉課
55	被害者の特性・状況に応じた相談体制の充実を図り、継続的な支援を行う。	社会福祉課 高齢障がい支援課

## 【数値目標】

事業	指標	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
52	D V 被害者支援市職員研修会の受講者数	58 人	60 人

## 【基本事業】

### 二次被害を起こさないための相談支援体制の確立

被害者の個人情報に配慮しつつ被害者の負担を軽減するため、庁内関係部署間で情報の共有化を図り、相談支援体制の充実を図っていきます。また、被害者等から支援内容等について苦情の申し出があった場合には、迅速かつ適切な対応を行っていきます。

	事業	担当課
56	被害者の負担を軽減するため庁内相談共通シート等を活用し情報の共有化を図る。	社会福祉課
57	被害者等から苦情申し出があった場合、迅速な対応を行う。	社会福祉課 市民課

## 【基本事業】

### D V被害者の安全確保のための支援体制の整備

緊急に被害者及び同伴する児童等の保護が必要になった場合、安心して保護が受けられるよう、被害者の安全確保に対する支援を行います。

また、被害者の安全確保の観点から住民基本台帳の閲覧等の制限の徹底を行うとともに、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部署での情報管理の徹底に努めます。

	事業	担当課
58	被害者及び同伴する児童の安全確保のための支援を行う。	社会福祉課
59	住民基本台帳の閲覧等の制限の徹底等、制度の適切な運用を行う。	市民課 社会福祉課

## 【基本事業】

### D V 被害者の自立に向けた支援の充実

被害者が、安心して自立した生活ができるよう、就業、住居、法的制度等についての情報提供、助言を行うとともに、同伴する児童の就学等が円滑に行えるよう関係機関との連絡調整などの援助を行います。

	事業	担当課
60	被害者支援のためのケース検討会議等を開催し、自立に向けた支援体制を充実させる。	社会福祉課
61	被害者に対し、就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供を行う。	社会福祉課
62	被害者の市営住宅への優先入居等の検討を進めていく。	建設課
63	被害者の生活再建へ向けた福祉制度等についての情報を提供し、自立に向けた支援を行う。	社会福祉課
64	被害者及び同伴する児童が円滑に健診や予防接種、就学や保育が行えるよう配慮する。	健康増進課 保育幼稚園課 学校教育課
65	被害者及び同伴する児童に対し、関係機関が連携を取りながら継続的に精神的・心理的支援を行う。	社会福祉課 学校教育課

## 施策の方向（3） 関係機関の連携・協力

### 【施策の目的】

被害者支援にあたっては、庁内でも関係する部署が多岐にわたるため、関係部署が支援に向けた認識を共有し、連携を図っていきます。また、庁内の関係部署のみならず、外部の機関や民間の支援団体等と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。

### 【現況と課題】

被害者支援は、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、さまざまな形での連携・協力をしていくことが必要です。

## 【基本事業】

### あらゆる暴力の早期発見と防止対策

児童に対する支援にあたっては、児童虐待の観点から関係機関が連携・協力して支援を行います。また、各種相談・健診等の機会を通じてあらゆる暴力の早期発見に努めます。

	事業	担当課
66	児童虐待の観点から要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携及び協力の確保を図る。	社会福祉課
67	各種相談・健診等においてあらゆる暴力の早期発見 <del>・予防体制の整備を図ります</del> に努めます。	社会福祉課 健康増進課 学校教育課

## 【基本事業】

### 関係機関、団体等との連携の推進

県、近隣市町、警察、医療機関等と連携を図りながら、被害者に対する切れ目のない支援を行います。被害者支援の相談や支援に携わる民間団体等と連携しDV防止啓発、被害者の自立支援に努めます。

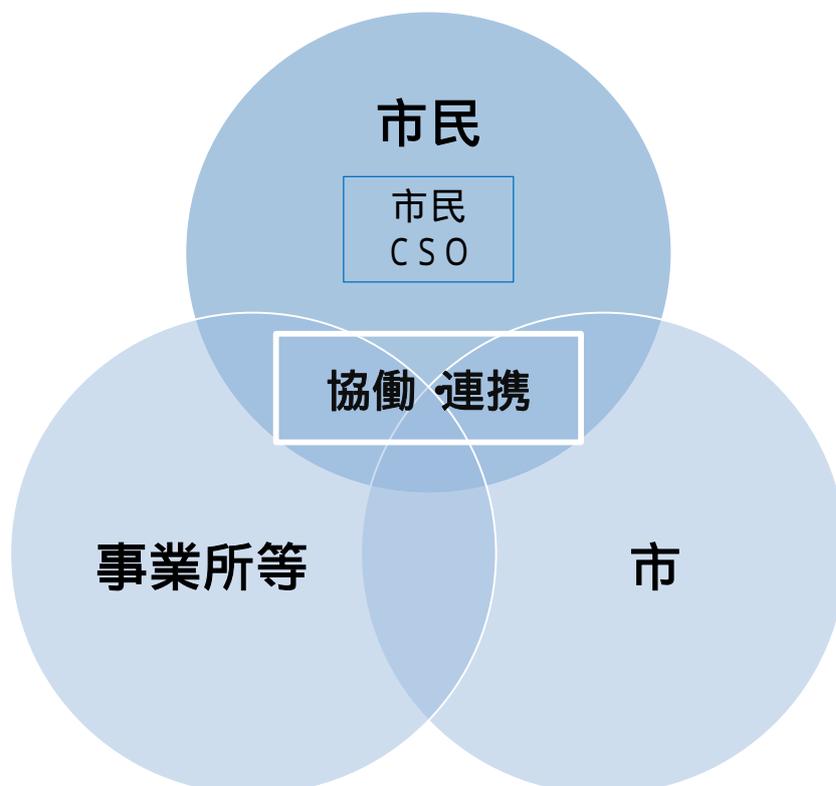
	事業	担当課
68	被害者支援に関わる機関との連携を図る。	企画政策課 社会福祉課
69	民間のDV被害者支援団体等と連携し、DV防止啓発、被害者の自立支援を行う。	社会福祉課 企画政策課

## 第4章 協働と連携

### 1. 市民及び事業所等との協働と連携

男女共同参画社会の実現をめざし、このプランに基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、行政、市民、事業所等がそれぞれの責務を果たすことが求められます。

そのためには、自主活動を行う市民団体・グループ等や事業所等を支援し、連携を図ることで、効果的な施策の推進に努めます。



### 2. 国・県等との連携

男女共同参画に関する動向を的確に把握し、効果的な施策の推進を図っていくため、国・県等との連携に努めます。

## 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

### 目次

前文

第1章 第一章 総則(第一条 第十二条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条 第二十条)

第3章 男女共同参画会議(第二十一条 第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### 一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

## 二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### (法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### **(法制上の措置等)**

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## **第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

### **(男女共同参画基本計画)**

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### **(都道府県男女共同参画計画等)**

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### **(施策の策定等に当たっての配慮)**

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### **（国民の理解を深めるための措置）**

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### **（苦情の処理等）**

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### **（調査研究）**

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

### **（国際的協調のための措置）**

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### **（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）**

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## **第 3 章 男女共同参画会議**

### **（設置）**

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

### **（所掌事務）**

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

### **（組織）**

第 23 条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

### **（議長）**

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

### **(議員)**

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

### **(議員の任期)**

第 26 条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

### **(資料提出の要求等)**

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

### **(政令への委任)**

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## **附 則 抄**

### **(施行期日)**

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

### **(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

### (経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

### 附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

#### (施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
  - 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

#### (委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 一から十まで 略
  - 十一 男女共同参画審議会

#### (別に定める経過措置)

- 第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

### 附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

#### (施行期日)

- 第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (以下略)

# 佐賀県男女共同参画推進条例

平成 13 年 10 月 9 日公布

佐賀県条例第 42 号

改正 平成 16 年 3 月 2 日 条例第 2 号

改正 平成 18 年 3 月 20 日 条例第 74 号

改正 平成 28 年 4 月 1 日 条例第 9 号

## 目 次

前 文

第 1 章 総則(第 1 条 第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条 第 17 条)

第 3 章 佐賀県男女共同参画推進審議会(第 18 条 第 23 条)

第 4 章 雑則(第 24 条)

附則

男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。この理念に基づき、佐賀県では、差別や偏見のない、お互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、さまざまな取組を行ってきた。

今日、少子高齢化など社会が急速に変化している中で、豊かで活力のある佐賀県を築いていくためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行など、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げる要因の解消を図り、性別にかかわらず、個性や能力が十分に発揮できる社会を実現することが、重要かつ緊急な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ここに、男女が互いにその生き方を尊重し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく制度又は慣行が、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校及び地域における活動その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に、推進されなければならない。

#### (県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町、県民及び事業者と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

(平 17 条例 74・一部改正)

#### (県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 県民は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)を行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

### (県民等の理解を深めるための措置)

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育において適切な措置を講ずるものとする。

### (事業者の報告)

第9条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に対しその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表するものとする。

### (表彰)

第10条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民及び事業者を表彰することができる。

### (市町及び県民に対する支援)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町が実施する施策及び県民が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平17条例74・一部改正)

### (調査研究等)

第12条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うよう努めるものとする。

### (相談の処理等)

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による男女の人権の侵害に関し県民から相談の申出があった場合は、適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から意見の申出があった場合は、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、佐賀県男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

### (男女共同参画推進員の設置)

第14条 知事は、前条に規定する相談の申出及び意見の申出の受付等並びに男女共同参画に関する啓発活動を行わせるため、男女共同参画推進員を置くことができる。

### (推進体制の整備等)

第15条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。

2 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平17条例74・一部改正)

### (附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関等の委員の任命等について、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

### (年次報告)

第17条 知事は、男女共同参画の状況、男女共同参画施策の実施状況等について、年次報

告を作成し、公表するものとする。

### 第 3 章 佐賀県男女共同参画推進審議会

#### (設置)

第 18 条 男女共同参画施策について調査審議するため、佐賀県男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (組織)

第 19 条 審議会は、知事が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

#### (会長)

第 20 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第 21 条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係県職員又は学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (幹事)

第 22 条 審議会に、審議会の会務について委員を補佐させるため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係県職員のうちから知事が任命する。

#### (庶務)

第 23 条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(平 16 条例 2・平 28 条例 9・一部改正)

### 第 4 章 雑則

#### (委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章及び次項の規定は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

(佐賀県男女共同参画推進審議会条例の廃止)

2 佐賀県男女共同参画推進審議会条例(平成 2 年佐賀県条例第 14 号)は、廃止する。

---

## 附 則(平成 16 年条例第 2 号)抄

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則(平成 17 年条例第 74 号)

### (施行期日)

この条例中第 8 条、第 10 条、第 13 条、第 18 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 45 条、第 48 条、第 54 条、第 64 条及び第 67 条の規定 は平成 18 年 1 月 1 日から、第 15 条、第 26 条、第 38 条、第 63 条及び第 65 条の規定は平成 18 年 3 月 1 日から、その他の規定は平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

## 附 則(平成 28 年条例第 9 号)抄

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

---

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

---

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

## 小城市男女共同参画審議会 委員名簿

(任期：平成28年7月29日～平成30年7月28日)

区分	所属団体等	委員名	備考
学識	佐賀大学 文化教育学部 准教授	よしあか たけひこ 吉岡 剛彦	
	佐賀県DV総合対策センター所長	はら けんいち 原 健一	DV 被害者支援
	(株)アテンド 代表取締役社長	ふくなり ゆみ 福成 有美	女性活躍
推薦	小城市区長連絡協議会	もりなが みつとし 森永 光俊	
	小城市地域婦人会	こが ひろこ 古賀 裕子	
	小城市人権擁護委員協議会	にしむら としはる 西村 俊治	
	小城市小中学校校長会	つつみ かつのり 堤 勝教	
	小城商工会議所	ももさき みさき 百崎 みさき	
	小城市幼児教育保育ネットワーク 保育部会	おおひら ともひさ 大平 兼久	
	小城市社会福祉協議会(子育て支援)	ふなつ ゆみこ 船津 由美子	
	小城市男女共同参画ネットワーク	はんだ さちこ 半田 幸子	
市長が 必要と 認める者	小城市女性人材バンク	おおさこ きょうこ 大迫 興子	
	小城市内在住女性活躍者 (有)七島農産 取締役専務	ななしま かずみ 七島 和美	
公募	公募委員	ふじい よしえ 藤井 良重	
事務局	総務部 企画政策課		

## 第2次小城市男女共同参画プラン 策定経緯

期 日	内 容
平成 28 年 1 月 26 日	平成 27 年度 第 1 回小城市男女共同参画プラン策定懇話会開催
平成 28 年 2 月 1 日 ~2 月 15 日	男女共同参画に関する中学生意識調査実施
平成 28 年 2 月 2 日 ~2 月 22 日	男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成 28 年 5 月 28 日	第 2 次小城市男女共同参画プラン策定に伴う 市民ワークショップ開催
平成 28 年 6 月 9 日	第 2 次小城市男女共同参画プラン策定に伴う 高校生ワークショップ開催
平成 28 年 7 月 29 日	平成 28 年度 第 1 回小城市男女共同参画審議会（諮問）開催
平成 28 年 8 月 31 日	平成 28 年度 第 2 回小城市男女共同参画審議会開催
平成 28 年 10 月 26 日	平成 28 年度 第 3 回小城市男女共同参画審議会開催
平成 28 年 11 月 4 日	平成 28 年度 第 4 回小城市男女共同参画審議会開催
平成 28 年 月 日	平成 28 年度 第 回小城市男女共同参画審議会（答申）開催
平成 29 年 月 日	パブリックコメント

## 男女共同参画の推進のあゆみ（年表）

### 世界の動き

年月	世界の動き
1975年(昭和50年)	メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」(第1回世界女性会議)で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始されました。この年は「国際婦人年」と定められました。
1979年(昭和54年)	「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。これは、「国連婦人の十年」の最大の成果と評価されています。
1995年(平成7年)	北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正で人間的な世界を創るという目的達成に向かって、全ての人の緊急で集中的な行動が要求されました。
2000年(平成12年)6月	ニューヨークの国際連合本部で、国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた21世紀の基本路線となる「政治宣言」と、「更なる行動と発議(イニシアティブ)に関する文書(成果文書)」が採択されました。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれました。
2010年(平成22年)3月	第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」、「北京+10宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。
2014年(平成26年)3月	第58回国連婦人の地域委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。
2015年(平成27年)3月	第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、北京宣言及び行動綱領、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け努力するという「宣言」が採択されました。
2015年(平成27年)3月	第3回国連防災世界会議が仙台市で開催され、「仙台防災枠組2015-2030」及び「仙台宣言」が採択されました。防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダー(利害関係者)の関与、「より良い復興(Build Back Better)」など日本から提案した考え方が取り入れられました。

## 国の動き

年月	国の動き
1977年(昭和52年)	「国内行動計画」が策定されました。
1980年(昭和55年)	「女性差別撤廃条約」に署名しました。
1985年(昭和60年)6月	世界で72番目の女子差別撤廃条約の批准国となりました。また、「国籍法」の改定、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定及び「労働基準法」の改正等が実現しました。
1999年(平成11年)6月	「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。
2000年(平成12年)12月	「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。
2001年(平成13年)4月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が制定されました。
2003年(平成15年)7月	「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。
2004年(平成16年)12月	「DV防止法」の一部改正を受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定されました。
2005年(平成17年)12月	「男女共同参画基本計画」が改定されました。
2007年(平成19年)4月	男女雇用機会均等法が改正され、女性に対する差別の禁止が男女双方に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになりました。
2008年(平成20年)1月	「DV防止法」が改正されました。
2009年(平成21年)6月	仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が改正され、父親も子育てにより関われる働き方ができるような見直しが盛り込まれました。
2010年(平成22年)12月	第3次男女共同参画基本計画が策定されました。
2013年(平成25年)6月	「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられました。
2013年(平成25年)12月	「DV防止法」が改正されました。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、法の適用対象となりました。
2014年(平成26年)9月	東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(World Assembly for Women in Tokyo)が開催され、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論が行われました。
2014年(平成26年)10月	内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。
2015年(平成27年)9月	女性活躍推進法が公布されました。
2015年(平成27年)12月	第4次男女共同参画基本計画が策定されました。

## 佐賀県の動き

年月	佐賀県の動き
1985年(昭和60年)3月	佐賀県婦人問題対策審議会の提言を参考に、「80年代佐賀県総合計画」の具体的方策として「佐賀県婦人問題対策の推進方策」が策定されました。
1990年(平成2年)2月	佐賀県女性問題審議会の答申を受けて「さが女性プラン21」が策定されました。
1995年(平成7年)3月	「さが女性プラン21」で推進項目に掲げられていた佐賀県立女性センター「アバンセ」が開館されました。
2001年(平成13年)3月	佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」が策定されました。
2001年(平成13年)10月	「佐賀県男女共同参画推進条例」を公布・施行されました。
2002年(平成14年)4月	「佐賀県男女共同参画推進条例」に基づき、性別による人権侵害の相談や県の男女共同参画施策に対する意見の受け付け、男女共同参画に関する普及啓発活動などを行う「佐賀県男女共同参画推進員」が配置されました。(平成21年度廃止)
2002年(平成14年)4月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、婦人相談所及び県立女性センターを指定し、相談など被害者への支援が強化されました。
2004年(平成16年)4月	女性に対する暴力の根絶を図るため、中・長期的課題について関係機関、団体が検討し、それぞれが行う事業を総合調整する「佐賀県DV総合対策センター」を全国で初めての取組として、県立女性センター内に設置されました。併せて「佐賀県DV総合対策会議」が設置され、関係機関、団体の連携強化が図られています。
2005年(平成17年)10月	男女共同参画社会づくりに向けた全県的な取組を推進するため、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」が創設されました。
2006年(平成18年)3月	佐賀県男女共同参画推進審議会の承認を受けて「佐賀県DV被害者支援基本計画」が策定されました。
2006年(平成18年)3月	佐賀県男女共同参画推進審議会の答申を受けて「佐賀県男女共同参画基本計画」が改定されました。
2009年(平成21年)3月	「佐賀県DV被害者支援基本計画」が改定されました。また、「県立女性センター」が「県立男女共同参画センター」に名称変更されました。
2011年(平成23年)3月	「佐賀県男女共同参画基本計画」(2011-2015)が策定されました。
2013年(平成25年)8月	「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画」(2013-2016)が策定されました。
2014年(平成26年)1月	女性が能力や感性を発揮し、生き生きと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として、「女性の活躍推進佐賀県会議」が設置されました。
2014年(平成26年)3月	「佐賀県DV被害者支援基本計画」が改定されました。
2016年(平成28年)3月	「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」が策定されました。(「佐賀県女性活躍推進計画」含む。)

## 用語説明

(あ行)		ページ
育児・介護休業法		15・75
M字カーブ		5
LGBT		15・16
(か行)		
家族経営協定		42
家族的責任		41・42
キャリア教育		27
協働		25・60
国勢調査		4・5
固定的性別役割分担意識		1・7・23
コミュニティ		4・31
(さ行)		
CSO		60
ジェンダー		15・16 30・74
次世代育成支援対策推進法		15・75 78
児童扶養手当		48
女性活躍推進法		1・15 16・35 75
女性の活躍推進計画		20
女性人材バンク		34・72
性的マイノリティ		28
セクシュアル・ハラスメント		15・16 44・49 68
積極的改善措置(ポジティブ・アクション)		15・62 68・69

<b>( た行 )</b>		
男女共同参画		15・16 19・21 60・61
男女共同参画社会		1～3・6 15・20 23・29 51 60～65 67・75 76
男女共同参画社会基本法		1・15 16・61 75
デートDV		15・16
特定事業主行動計画		43
ドメスティック・バイオレンス(DV)		1・3 16～20 51～57 59
<b>( な行 )</b>		
認定こども園		37・38
二次被害		21・56
<b>( は行 )</b>		
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)		1・3 15～21 51～57 59・72 75・76
配偶者等からの暴力(DV)防止及び被害者支援基本計画		20
<b>( ま行 )</b>		
マタニティ・ハラスメント		15・44 49
<b>( ら行 )</b>		
ライフイベント		39
ライフスタイル		1・22
<b>( わ行 )</b>		
ワーク・ライフ・バランス		15・16 21・35 39・40

